

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年6月28日

【事業年度】 第3期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

【会社名】 ミアヘルサホールディングス株式会社

【英訳名】 Miahelsa Holdings Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 青木 文恵

【本店の所在の場所】 東京都新宿区市谷仲之町3番19号

【電話番号】 03-3341-7205(代表)

【事務連絡者氏名】 財務担当取締役 高橋 雅彦

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区市谷仲之町3番19号

【電話番号】 03-3341-7205(代表)

【事務連絡者氏名】 財務担当取締役 高橋 雅彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第1期	第2期	第3期
決算年月		2022年3月	2023年3月	2024年3月
売上高	(千円)	19,510,261	22,249,391	22,722,736
経常利益	(千円)	189,986	169,277	374,139
親会社株主に帰属する 当期純利益	(千円)	291,566	209,580	5,531
包括利益	(千円)	291,628	209,585	5,574
純資産額	(千円)	3,202,696	3,337,732	3,306,051
総資産額	(千円)	14,205,288	14,135,911	13,809,540
1株当たり純資産額	(円)	1,287.13	1,341.20	1,307.63
1株当たり当期純利益	(円)	117.49	84.22	2.21
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	116.61	83.84	2.20
自己資本比率	(%)	22.5	23.6	23.9
自己資本利益率	(%)	9.4	6.4	0.2
株価収益率	(倍)	8.6	12.0	474.7
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	918,914	1,021,308	1,594,470
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	2,534,428	556,761	336,079
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	2,011,347	368,673	610,324
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	1,086,848	1,182,721	1,830,789
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕	(名)	1,752 〔813〕	1,782 〔811〕	1,741 〔820〕

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、従業員数欄の(外書)は、臨時従業員(嘱託社員、契約社員、パートタイマー社員及び派遣社員を含む)の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

2. 当社は、2021年10月1日設立のため、それ以前に係る記載はしていません。

3. 第1期連結会計年度の連結財務諸表は、単独株式移転により完全子会社となったミアヘルサ株式会社の連結財務諸表を引き継いで作成しております。

4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1期の期首から適用しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第1期	第2期	第3期
決算年月		2022年3月	2023年3月	2024年3月
営業収益	(千円)	115,850	277,782	321,636
経常利益	(千円)	52,062	90,275	123,599
当期純利益	(千円)	61,704	60,132	94,459
資本金	(千円)	300,550	300,620	318,721
発行済株式総数	(株)	2,488,300	2,488,700	2,527,300
純資産額	(千円)	3,067,865	3,053,448	3,110,652
総資産額	(千円)	3,138,611	3,194,712	3,217,237
1株当たり純資産額	(円)	1,232.94	1,226.96	1,230.31
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	17.00 (-)	30.00 (13.00)	30.00 (13.00)
1株当たり当期純利益	(円)	24.86	24.16	37.73
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	24.68	24.06	37.51
自己資本比率	(%)	97.7	95.6	96.6
自己資本利益率	(%)	2.0	2.0	3.1
株価収益率	(倍)	40.5	41.9	27.8
配当性向	(%)	68.4	124.2	79.5
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕	(名)	- 〔-〕	- 〔-〕	- 〔-〕
株主総利回り (比較指標：配当込TOPIX)	(%) (%)	- (-)	105.3 (105.8)	111.9 (149.6)
最高株価	(円)	1,404	1,152	1,100
最低株価	(円)	978	954	987

(注) 1. 当社は、2021年10月1日設立のため、それ以前に係る記載はしていません。

2. 第1期は、2021年10月1日から2022年3月31日までの6カ月間になっております。

3. 当社は純粋持株会社であるため、従業員数の記載を省略しております。

4. 第1期の株主総利回りは、2021年10月1日設立のため、記載していません。

5. 最高・最低株価は、東京証券取引所スタンダード市場におけるものであります。

ただし、当社株式は、2021年10月1日から東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)に上場されており、それ以前の株価については該当事項がありません。

6. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1期の期首から適用しております。

2 【沿革】

年月	概要
2021年 10月	ミアヘルサ株式会社が単独株式移転により当社を設立、テクニカル上場により、東京証券取引所「JASDAQ（スタンダード）」上場。
10月	ミアヘルサ株式会社が、認可保育園等を営むライフサポート株式会社の株式を取得し子会社化。
2022年 1月	ミアヘルサ株式会社を存続会社、株式会社東昇商事を消滅会社とする吸収合併。
4月	東京証券取引所の市場区分の見直しによりJASDAQ（スタンダード）からスタンダード市場へ移行

また、2021年10月1日に単独株式移転により当社の完全子会社となったミアヘルサ株式会社の沿革は、以下のとおりであります。

年月	概要
1984年 9月	東京都豊島区駒込に薬局の経営を事業目的とした株式会社日本生科学研究所（現当社）を設立（資本金1,000万円）。「くすりの日生薬局」（駒込店）開局。
1998年 10月	東京女子医科大学の門前薬局である「日生薬局河田町店」開局（現本社所在地）。
1999年 7月	日生福祉学園を設置し、介護・福祉の教育事業開始。
8月	介護事業部を設置し、居宅介護支援・福祉用具サービス等開始。
2000年 1月	本社を東京都豊島区駒込から東京都新宿区河田町に移転（現本社）。
2005年 8月	日生薬局牛込店に無菌調剤室を設置。HIT（在宅輸液療法）事業開始。
2006年 6月	株式会社給食普及会の発行済株式を全株取得し、100%子会社化。
2007年 4月	和光市新倉高齢者福祉センターの指定管理者受託。
2008年 4月	和光市北地域包括支援センターの委託事業開始。
2011年 3月	100%子会社である株式会社給食普及会を吸収合併し、食品事業部を設置。
4月	保育事業部を設置し、東京都認証保育園「日生赤羽駅前保育園ひびき」開園。
9月	埼玉県和光市にサービス付き高齢者向け住宅「日生オアシス和光」開業。同施設と併設して「日生薬局和光店」を開局。クリニックを併設し、地域包括ケアシステムの実現に向けて一体的サービスの提供を開始。
2013年 4月	神奈川県横浜市に認可保育園「日生矢向保育園ひびき」開園。
2014年 5月	独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）の団地再生事業の一環として、東京都西東京市に「日生ケアヴィレッジひばりが丘」開業。同施設と併設して「日生薬局ひばりが丘店」を開局。クリニック・コンビニエンスストアを併設し、地域住民に対し一体的なサービスの提供を開始。
2015年 3月	埼玉県吉川市に介護付き有料老人ホーム「日生オアシス吉川」開業。
2016年 4月	東京都板橋区に「日生薬局小豆沢店」を開局し、同施設と併設して「日生あずさわ保育園ひびき」を開園。
7月	東京都港区に調剤薬局とコンビニエンスストアを一体化した「ファミリーマート+日生薬局御成門店」を開局。
2019年 4月	ミアヘルサ株式会社に会社名を変更。
2020年 3月	東京証券取引所「JASDAQ（スタンダード）」上場。
2020年 7月	認可保育園を営む株式会社東昇商事の株式を取得し子会社化。
2020年 8月	東京都葛飾区のサービス付き高齢者向け住宅「日生オアシス東新小岩」に在宅ホスピス専用フロア及び訪問看護事業所を開設。
2021年 4月	墨田区すみだ保育園の指定管理者として公立保育所の運営受託を開始。
2021年 9月	持株会社体制への移行に伴う完全親会社のミアヘルサホールディングス株式会社設立及び同社の東京証券取引所「JASDAQ（スタンダード）」へのテクニカル上場により上場廃止。

3 【事業の内容】

当社は、2021年10月1日に単独株式移転によりミアヘルサ株式会社の完全親会社として設立され、持株会社とし

てグループ会社の経営管理及びそれに付帯する業務を行っております。

また、当社グループは、当社、子会社等（ミアヘルサ㈱、ライフサポート㈱）の3社で構成されており、医薬事業、介護事業及び保育事業を中心に事業を展開しています。

当社グループの事業内容及び当社と子会社の当該事業に係る位置付けは、次のとおりです。

以下に示す区分は、セグメントと同一の区分です（食品事業は「その他」セグメントに含まれます）。拠点数は本書提出日現在のものです。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

(1) 医薬事業

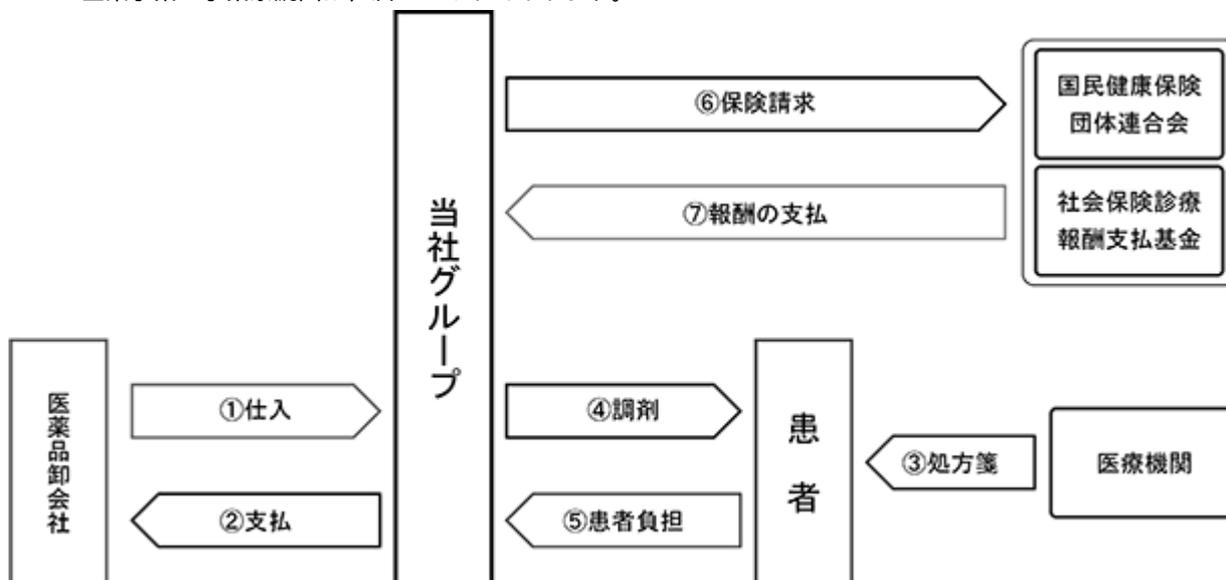
当社グループにおいて、医療分野における医薬事業として調剤薬局を営んでおります。「日生薬局」「ミアヘルサ薬局」という屋号の下で、東京都を中心とした首都圏で42店舗を運営しております。出店形態としては、大型総合病院前の門前型調剤薬局を中心としながら、医療モール等へも出店しており、地域に密着した調剤薬局を展開しております。

日生薬局及びミアヘルサ薬局においては、医療機関の発行する処方箋に基づき、患者様に医薬品の調剤を行う調剤薬局を運営しております。

また、現在、厚生労働省が進めている「かかりつけ薬局」として、服薬情報の一元管理・継続管理や、患者様個々の医薬品や一般用医薬品・健康食品の安全かつ適正使用の指導・助言・健康に対する相談を実施しております。併せて、住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで送ることができるように地域内でサポートし合う「地域包括ケアシステム」の実現に向けた、在宅での服薬指導や24時間の薬相談対応等、薬局が求められている機能の実現に努めております。

なお、調剤による報酬は、健康保険法に基づき、一部負担金を患者様から頂戴し、患者様の負担金以外については国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金に対して請求を行っております。

医薬事業の事業系統図は、次のとおりであります。



(2) 介護事業

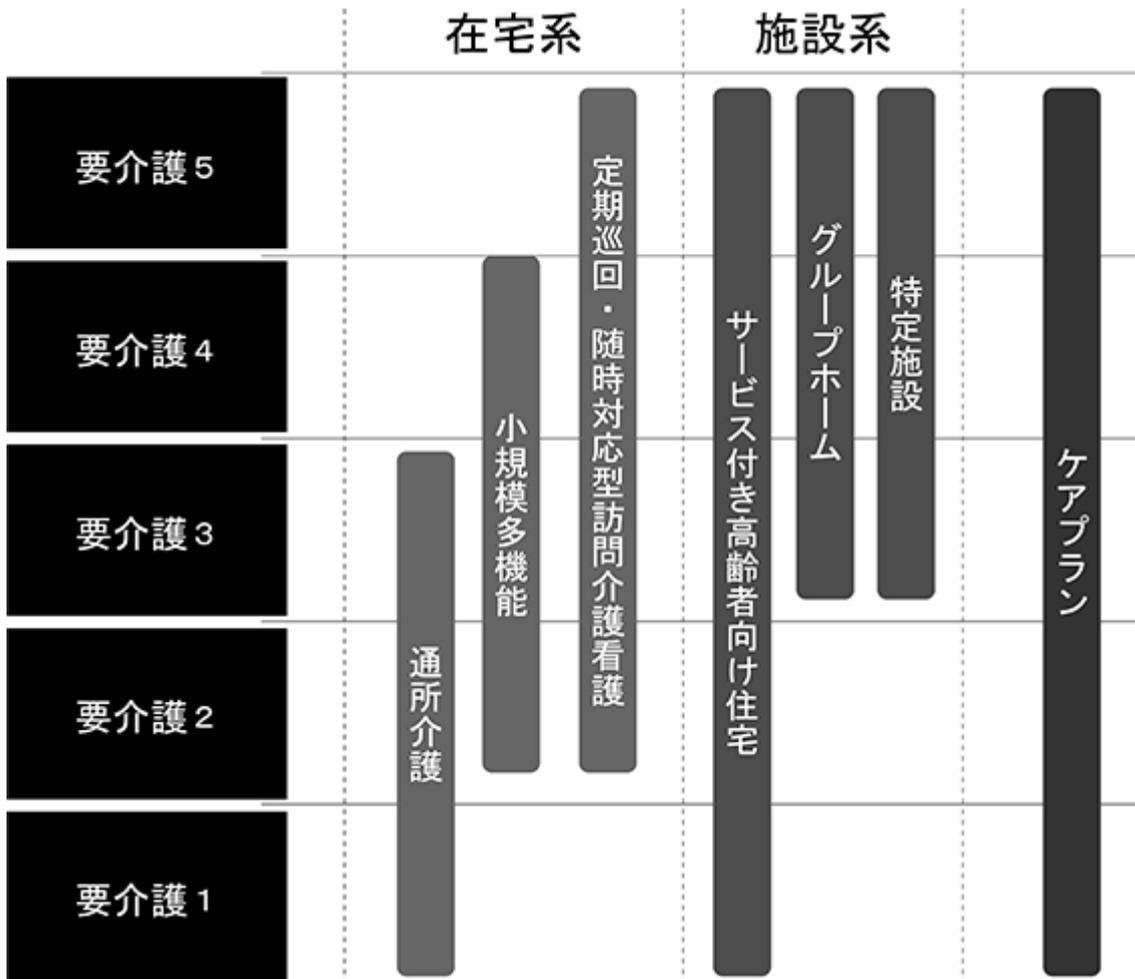
当社グループにおいて、東京都・埼玉県・千葉県内において、介護保険法、老人福祉法、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく各種介護サービスを提供しております。

以下、ミアヘルサグループにおいて提供する介護サービスの種類について、種類別に説明いたします。

サービスの種類	説明	主な規制法	拠点数
居宅介護支援	介護を必要とされる方が、自宅で適切にサービスを利用できるように、ケアマネジャー（介護支援専門員）が心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等によってケアプランを作成し、様々な介護サービスの連絡・調整等を行います。	介護保険法	10
サービス付き高齢者向け住宅	バリアフリー化等が施された住宅に安否確認・生活相談サービスがついた高齢者の方向けの住宅で、有料老人ホームではなく、一般の賃貸住宅扱いとなります。また、居住者の必要に応じて、食事提供、訪問介護等を受けることができる等、居住者のニーズにあった住まい方を選択できます。	高齢者の居住の安定確保に関する法律	9
小規模多機能型居宅介護	利用者の心身の状況や生活環境に応じて、利用者の選択に基づき、通いや訪問、宿泊を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練（リハビリテーション）を行います。	介護保険法	5
地域包括支援センター	地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的としております。主な業務は、包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）、指定介護予防支援及び要介護状態等になるおそれのある高齢者の把握等で、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職が配置されております。	介護保険法	3
通所介護	通所介護は、日中、老人デイサービスセンター等に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練等を日帰り提供サービスであり、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図ります。	介護保険法	8
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行います。	介護保険法	5
特定施設入居者生活介護	介護保険の指定を受けた有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム等が、入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行います。	介護保険法	1
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	要介護であり、かつ認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行います。少人数（5人～9人）の家庭的な雰囲気の中で、できる限り自立した生活を送ることを目指します。	介護保険法	5
認知症対応型通所介護	居宅要介護者であり、かつ認知症の高齢者が、老人デイサービスセンターや特別養護老人ホーム等に通所する場合の、入浴、排せつ、食事等の介護や生活等に関する相談、健康状態の確認、機能訓練（リハビリテーション）等を行います。	介護保険法	2
訪問介護	介護福祉士や訪問介護員（ホームヘルパー）が、居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事を行うサービスであります。	介護保険法	9
訪問看護	医師の指示に基づき、看護師等が居宅を訪問し、健康チェック、療養上の世話または必要な診療の補助を行うサービスであります。 また、医師や関係機関と連携をとり、様々な在宅ケアサービスの使い方を提案します。	介護保険法	6
訪問入浴	自宅の浴槽での入浴が困難な方に対して、浴槽を積んだ入浴車が利用者の居宅を訪問し、看護職員や介護職員が入浴の介護を行うサービスであります。	介護保険法	1

サービスの種類	説明	主な規制法	拠点数
高齢者福祉センター	60歳以上の方々を対象にマシントレーニングや運動教室等の介護予防、パソコンや英会話等の高齢者教養の講座・サークル活動、また、近隣の自治会、婦人会、マンション管理組合、小学校、保育園、PTA等との地域交流を図りながら運営管理を実施しております。	老人福祉法、介護保険法	1
住宅型有料老人ホーム	生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護等の介護サービスを利用しながら当該有料老人ホームの居室での生活を継続することが可能であります。	老人福祉法	1
拠点数合計			66

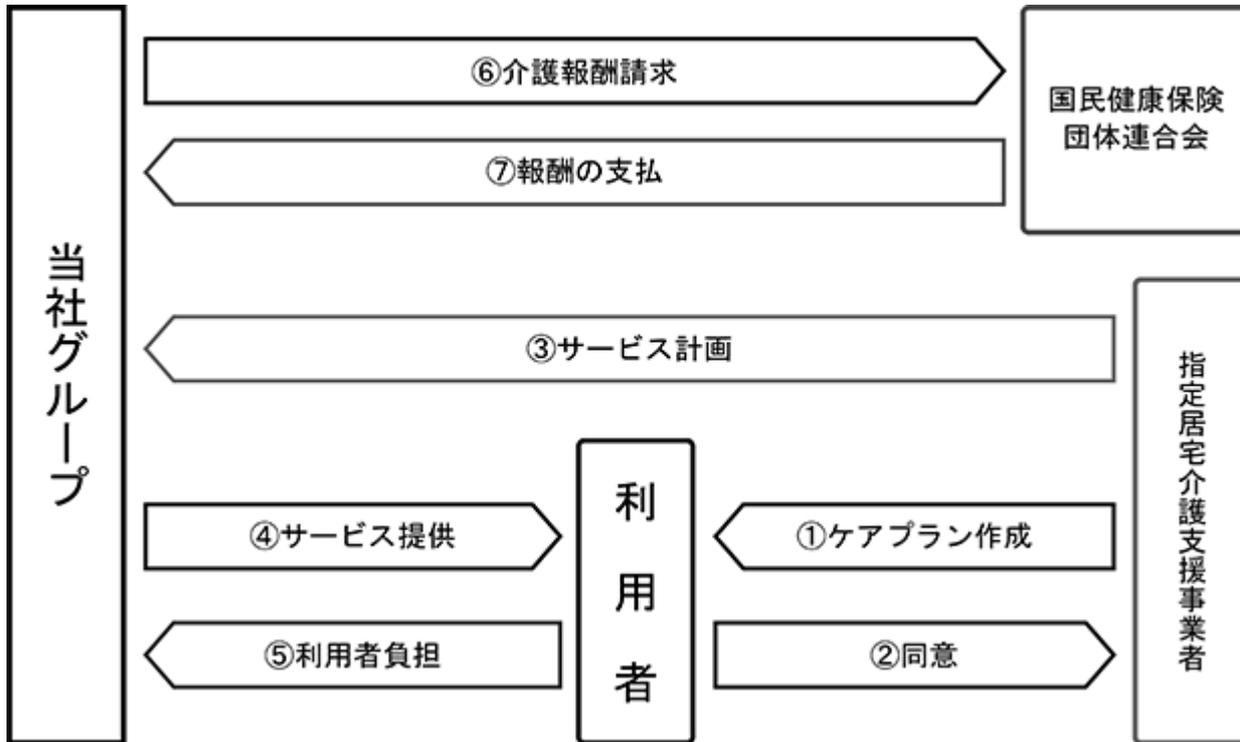
なお、事業の種類による主なサービス対象者（介護度別）は以下のとおりであります。



当社グループでは、これら各種介護サービスを、高齢者の住まいとして開設したサービス付き高齢者向け住宅やグループホームに併設し、地域の利用者様に対しても包括的に複数のサービスを提供できる事業モデルを展開しております。

なお、介護保険による報酬は、介護保険法に基づき、一部負担金を利用者様から頂戴し、利用者様の負担金以外については国民健康保険団体連合会に対して請求を行っております。介護保険による報酬以外のサービス提供（サービス付き高齢者向け住宅の賃料、食事代、生活支援サービス費など）については、利用者様に対して対価の請求を直接行っております。

介護事業の事業系統図は、次のとおりであります。



(3) 保育事業

当社グループにおいて、認可保育所を50園、認証保育所を4園、公立保育園の指定管理1園及び学童クラブ等を23カ所運営しております。

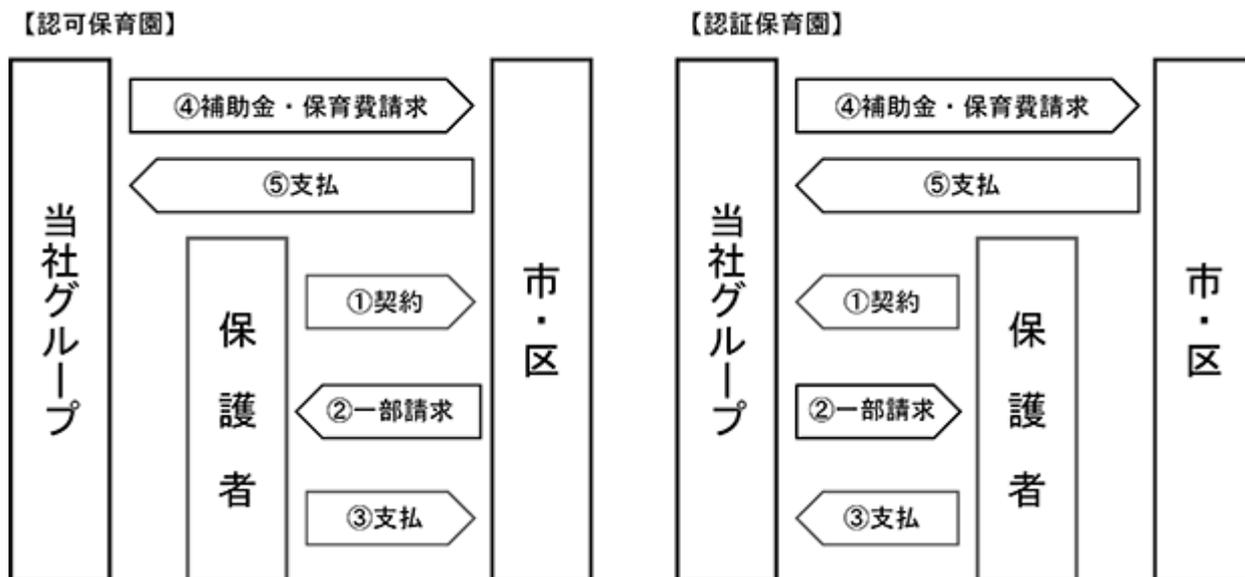
保育所（保育園）とは、児童福祉法に基づく制度であり、開設は各自治体からの要請及び承認により進められます。

保育所（保育園）は、認可保育所（認可保育園）と認可外保育施設の2種類に分類されており、保育の対象となる園児は、保育を必要とする乳児（満1歳未満）と幼児（満1歳小学校就学の始期に達するまで）となります。児童福祉法に基づいた厚生労働省所管の児童福祉施設である認可保育所は、国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）を満たして都道府県知事（政令指定都市の市長・中核市の市長を含む）に認可された施設であり、保育所の施設型給付（補助金）が国及び自治体の負担により支給されております。認可外保育施設は、認可保育所以外の施設のことをいいます。東京都においては、現在の認可保育所だけでは応えきれていない大都市のニーズに対応しようとする都独自の制度として、大都市の特性に着目した都独自の基準（認証基準）を設定した認証保育所を設けております。

なお、保育費の請求に関しては、認可保育所では保護者の一部負担金は各自治体から保護者に請求され、保護者は自治体に支払い、当社グループは各自治体に補助金も含めて一括請求することで支払いを受けます。

認証保育所では当社グループと保護者が契約し、保育費用を当社グループから保護者に請求して支払いを受け、補助金を各自治体に請求して支払いを受けます。

保育事業の事業系統図は次のとおりであります。

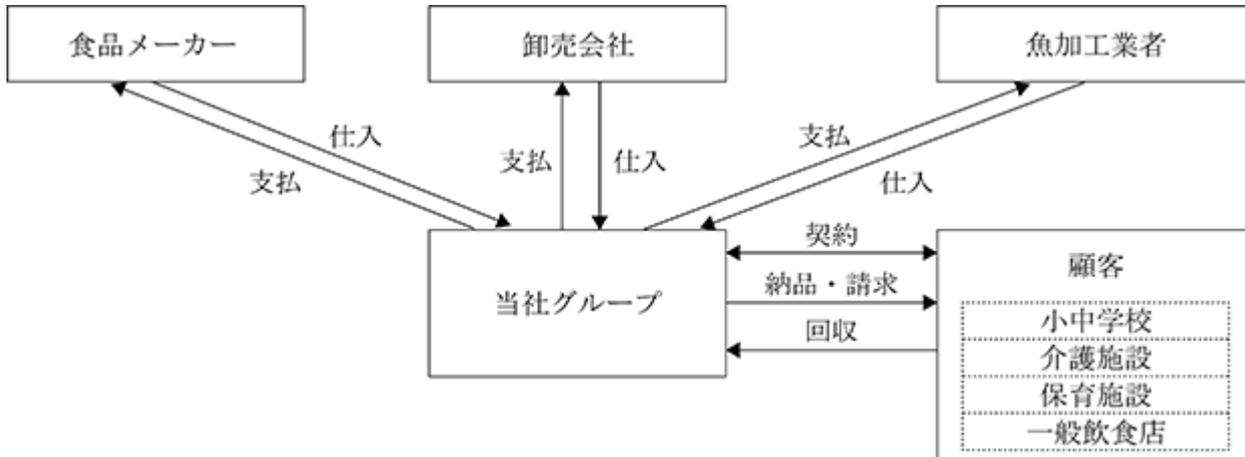


(4) その他（食品事業）

当社グループにおいては、足立区・葛飾区の公立小中学校約170校に対する給食用食材、及び同区内外の保育園・介護施設、その他一般飲食店等に対する食材の卸売業をしております。

また、株式会社ライドオンエクスプレスの運営する宅配寿司チェーン「銀のさら」のフランチャイジーとして足立区内に3店舗展開しています。

食品事業(食品卸)の事業系統図は次のとおりであります。



(注) 当社の連結子会社であるミアヘルサ株式会社とライフサポート株式会社は、2024年4月1日を効力発生日として合併（ミアヘルサ株式会社による吸収合併）いたしました。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 割合(%)	関係内容
(連結子会社) ミアヘルサ(株) (注)3.5.6.	東京都新宿区	100,000	医薬・介護・ 保育事業	100.0	経営指導 役員の兼任
ライフサポート(株) (注)3.5.7.	東京都新宿区	100,000	保育・介護事 業	100.0 (100.0)	経営指導 役員の兼任

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 「議決権の所有割合」の()内は間接所有割合で内数であります。

3. 特定子会社に該当しております。

4. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5. 2024年4月1日付で、ミアヘルサ株式会社は同社を存続会社として、ライフサポート株式会社を吸収合併いたしました。

6. ミアヘルサ株式会社については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	売上高	18,643百万円
	経常利益	309百万円
	当期純利益	79百万円
	純資産	3,387百万円
	総資産	12,521百万円

7. ライフサポート株式会社については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	売上高	4,078百万円
	経常利益	185百万円
	当期純利益	55百万円
	純資産	1,487百万円
	総資産	3,046百万円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2024年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
医薬事業	196 (66)
介護事業	300 (218)
保育事業	1,180 (454)
その他(食品事業)	18 (80)
全社(共通)	47 (2)
合計	1,741 (820)

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、従業員数欄の(外書)は、臨時従業員(嘱託社員、契約社員、パートタイマー社員及び派遣社員を含む)の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

2. 全社(共通)は、管理部門の従業員であります。

(2) 提出会社の状況

当社は純粋持株会社であるため、記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社

当社は純粋持株会社であるため、記載を省略しております。

連結子会社

当事業年度					
名称	管理職に占める 女性労働者の 割合(%) (注)1	男性労働者の育児 休業取得率(%) (注)2	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1		
			全労働者	うち正規 雇用労働者	うちパート・ 有期労働者
ミアヘルサ(株)	35.0	50.0	82.0	80.4	90.9
ライフサポート(株)	80.0	100.0	99.7	86.6	107.2

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等及び育児目的休暇の取得割合を算出したものであります。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、「子どもから高齢者まで全世代が繋がり、お互いを支え合う地域づくりに貢献する」のパーパスのもと、「少子高齢化社会の課題に挑戦し、地域社会を明るく元気にする」をミッションとしております。0歳から高齢者までの健康と生活を守る企業として社会に貢献し、医薬、介護、保育事業の連携により「地域包括ケアシステム」を推進し、「健康・安心・絆のライフライン」を構築し、その実現をコア・コンピタンスとして、利用者様や地域社会の信頼を確立してまいりたいと考えております。

(2) 経営環境及び中長期的な会社の経営戦略

当社グループの経営環境は「少子高齢化社会」で表現されるように、2025年には75歳以上の高齢者は全人口の約18%となり、2040年には65歳以上の人口が全人口の約35%となると推測されております。

少子化により児童数は減少していますが、共働きの子育て世代が増え東京圏に人口が集中していることから、東京圏では待機児童が発生していることに加え、2023年4月に創設された「こども家庭庁」は、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務としており、多様化する保育ニーズへの対応が求められております。

また、厚生労働省は高齢化社会への対応策として「地域包括ケアシステム」を推進し、医療、介護、生活支援、高齢者住宅の整備に取り組んでおり、当社グループはこうした市場環境を活かし、「地域包括ケアシステム」の担い手として、当社グループのミッションである「少子高齢化社会の課題を解決し、地域社会を明るく元気にする」の実現に向け、当社グループの医薬、介護、保育事業の連携により、「地域包括ケアシステム」のまちづくりを推進し、事業の成長を実現する方針です。

地域包括ケアシステムの実践例として、当社グループはこれまでに、ミアヘルサオアシス和美（官民協働モデル）、ミアヘルサケアヴィレッジひばりが丘（団地再生モデル）の実績があります。

また、2020年8月にサービス付き高齢者向け住宅「ミアヘルサオアシス東新小岩」に「在宅ホスピス専用フロア（定員15名）」を開設、2021年9月には川崎市に「在宅ホスピス対応型ホーム（定員44名）」として住宅型有料老人ホームを開設し、2023年8月には流山市に「ホスピス対応型ホーム（定員61名）」を開設いたしました。国策に沿った複合的なサービスを一体提供することによって「地域包括ケアシステム」を実現できることは3事業を展開している当社グループの特徴であると考えております。この当社グループの特徴を活かしつつ、行政や大手デベロッパーと協力して、高い収益性を確保できる地域包括ケアシステムのさらなる開発を推進し、少子高齢化社会の課題解決をもって地域社会に貢献してまいります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、事業計画の達成状況に関するチェックと対策に月次単位で取り組んでおり、具体的には、損益報告による計画と実績の差異について検討と対策を実施し、併せて事業セグメント別に計画達成のキーとなるKPIを設定して、計画と実績の差異について検討と対策を実施しています。

以下、事業セグメント別のKPIについて説明いたします。

医薬事業

a 処方箋枚数

来客数を表すKPIです。

b 処方単価

客単価を表すKPIです。なお、処方単価は大きく分けて、薬剤料単価（医薬品自体の売価）と技術料単価（各種調剤加算）に分解されます。

c 後発品調剤率

調剤のうち、後発品（ジェネリック医薬品）を処方した割合です。国の方針として、80%の後発品調剤率を目指しており、診療報酬もこれに応じた設定がなされております。国が定める率を満たすことで、後発医薬品調剤体制加算がとれ、技術料単価が上昇することからKPIとしております。

d かかりつけ薬剤師指導料（件数）

国が方針として掲げる「かかりつけ薬剤師」としての調剤を行った際に得られる加算（技術料）です。勤続年数等の一定の基準を満たした薬剤師が患者様から「かかりつけ薬剤師」の同意書を得ることにより算定できます。かかりつけ薬剤師としての処方件数が増えることで、技術料の増加につながるとともに、リピーターの増加にもつながることからKPIとしております。

e 在宅処方件数

地域包括ケアシステムを推進する中では、来局した患者様に対する対応だけではなく、介護施設や患者様のご自宅へ薬剤師が訪問し、在宅処方を行うことが求められます。一定以上の在宅処方を行うことで、技術料の増加につながることからKPIとしております。

介護事業

a サービス付き高齢者向け住宅の入居率

サービス付き高齢者向け住宅（ミアヘルサオアシス）を地域拠点としたドミナント方式の事業展開を図る当社にとって、入居率の向上と安定推移は、付帯する介護サービス（デイサービス、訪問介護等）の利用者数増加につながるため、KPIとしております。

b 平均要介護度

介護報酬の金額は要介護度によって決定されるため、KPIとしております。

c デイサービス（通所介護）の利用者数

デイサービスは、施設規模に対する利用者数が適正に高い水準であることが重要になるため、KPIとしております。

保育事業

a 受入児童数

保育園は児童の年齢別に定員が設定されており、受入児童数が定員に近い水準で推移することが経営上も重要であるためKPIとしております。

b 保育士採用におけるエントリー数、園見学数、選考面接数

保育士の採用について、採用説明会等へのエントリーを増やし、園見学へとつなげ、選考面接・内定への成約数を向上させることで、安定的な園運営、及び保育園数の拡大が可能になるため、KPIとしております。

(4)事業上及び財務上の対処すべき課題

少子高齢化社会の到来に伴う国の財政逼迫と各種政策補助の減少

少子高齢化社会の到来による高齢化率の上昇は、医療費・介護費の増大を招くため、国は医療費・介護費を抑制しています。国の財政難による調剤報酬や介護報酬引き下げは、調剤薬局と介護事業を運営する当社グループの売上の減少という形で経営に大きく影響することから、国の方針への早期対応により調剤報酬・介護報酬の各加算項目の早期取得を志向し、医薬・介護・保育事業の機能をワンストップで提供することによって、売上を伸ばす必要があるものと認識しております。また、成長コンセプトを明確にした新サービスの開発を行うことにより収益性の向上を目指します。

待機児童の減少

少子化による待機児童の減少によって全国的に保育園の入園希望者が減少する懸念があります。当社グループは、待機児童率が高い市区町村（特に東京圏の駅前立地）を条件として計画的に認可保育園の開園を進めつつ、公立保育園の民間委託事業の受託や学童保育といった、子育て支援サービス展開を模索し、挑戦してまいります。

また、2023年4月に「こども家庭庁」が創設されたことで、保育ニーズの多様化に対応するとともに、「保護者に選ばれる保育園」づくりに注力してまいります。

有資格者の確保

当社グループ事業においては、薬剤師、介護福祉士、保育士といった有資格者の確保が必要不可欠であります。新卒・中途問わず、地方における採用を強化し、各資格者の専門性を活かした事業本部別の就業体系・人事給与制度を構築し、柔軟な勤務環境を整備することで人材の育成・強化を図ります。

コンプライアンスへの取り組み

当社グループの事業領域に関する各種関連法令に対し、厳格に遵守するとともに、個人情報管理についても、法律に則した取り扱いを徹底しております。コンプライアンスへの取り組みとして、人事総務本部・経営企画本部・内部監査部門との連携を図り、社内規程の整備、徹底した社員教育を実施することで、コンプライアンス遵守への意識を高めてまいります。

競争力の強化

ブランディングプロジェクトを継続して推進し、各事業本部のコンセプトを明確にした活動に取り組み、地域集中出店（ドミナント出店）を意識した開発を行うことにより、地域の認知度を高め、ブランド力を強化いたします。

多様性のある管理者の育成

店舗及び施設管理のための管理者の育成と「働き方改革」を課題として掲げており、多様な能力・創造性の発揮を可能にする人事制度の構築と、多様な人材を管理者として登用するための管理者教育を積極的に進めてまいります。

業務の効率化

労働集約型の事業、併せて多店舗展開を行っている当社グループにとって、各拠点で行う業務の効率化と本社部門で行うデータの収集・分析は収益に直結することから、業務のマニュアル化及び標準化、更にはIT化による業務の効率化が課題と考えております。

自己資本比率の向上

財務上の課題として自己資本比率の向上が必要と考えており、有利子負債を圧縮することによる総資産の軽減に取り組み、併せて戦略的投資による成長分野の収益拡大とキャッシュ・フローの充実を行い、着実な利益拡大により自己資本比率の向上を図ります。

スタンダード市場の上場維持基準適合へ向けて

当社は2022年4月4日に東京証券取引所の市場再編において、スタンダード市場に上場いたしました。現在においてはスタンダード市場の上場維持基準である流通株式時価総額について基準を満たしていない状況にあります。今後、当社が中長期的な企業価値向上を図るうえでは、その前提としてスタンダード市場の上場維持基準を充足することが重要な経営課題になるものと考えております。

これらの課題に対処するため、「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」の内容を着実に実行し、上場維持基準を充足できるよう取り組んでまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社グループは、「子どもから高齢者まで全世代が繋がり、お互いを支え合う地域づくりに貢献する」のパーパスのもと、調剤薬局・介護・保育事業を展開することで、少子高齢化社会の課題解決に貢献すべく、「少子高齢化社会の課題に挑戦し、地域社会を明るく元気にする」をミッションに掲げております。

当社グループでは、ステークホルダーへの主な社会的責任を果たすべく、パーパスに基づく事業活動を通じて社会の持続可能な発展に貢献することが、私たちに期待されているサステナビリティ（持続可能性への取り組み）と考えております。

取締役5名及び監査等委員である取締役3名を中心に、サステナビリティに関する議論をしており、当社グループの方針について検討しております。当社グループの経営理念のもと地域包括ケアシステムの構築を目指す事業活動を通じて社会課題の解決を図ってまいります。

(2) 戦略

当社グループにおける、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針は、以下のとおりであります。

人材の育成及び社内環境整備に関する方針、戦略

当社グループのミッションは「少子高齢化社会の課題に挑戦し、地域社会を明るく元気にする」であり、これを果たしていくためには、人材育成が最重要と考えております。当社グループでは、人事理念として「従業員は会社の根幹であり、最大の財産です。従業員一人ひとりの成長こそが会社の成長です。」を掲げています。多様性と自律・主体性を備えた個人の成長が、企業の価値創造の源泉であると考え、人材育成方針として「多様な人材が能力を最大限に発揮し、チームとして協力し合いながら、組織目標を達成し、会社とともに成長する職場をつくります。」、「社員一人ひとりが誇りをもって、健康で生き活きと働くことができる職場をつくります。」の2つのテーマのもと、社員の成長が当社グループの成長へとつながる仕組みづくり推進しています。

(3) リスク管理

当社グループでは、グループ全体的なリスク管理は、リスク・コンプライアンス委員会において行っておりますが、サステナビリティに係るリスクの識別、優先的に対応すべきリスクについて、サステナビリティに関する推進体制の構築する過程で、優先的に対応すべきリスクの絞り込みを行い、リスク・コンプライアンス委員会との連携のもと検討・推進体制の構築を図っていきたくと考えております。

(4) 指標

当社グループでは、上記「(2) 戦略」において記載した、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針に係る指標については、当社においては、関連する指標のデータ管理とともに、具体的な取組みが行われているものの、連結グループに属する全ての会社では行われていないため、連結グループにおける記載が困難であります。このため、次の指標に関する実績は、連結グループにおける主要な事業を営むミアヘルサ株式会社及びライフサポート株式会社のもを記載しております。

指標	実績（当事業年度）	
	ミアヘルサ(株)	ライフサポート(株)
管理職に占める女性労働者の割合	35.0%	80.0%
男性労働者の育児休業取得率	50.0%	100.0%
労働者の男女の賃金の差異	82.0%	99.7%

3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

・ 全社共通事項について

1．有資格者の採用について

当社グループの医薬事業（調剤薬局）、介護事業、及び保育事業においては、資格要件を充足した従業員による役務提供を義務付けられており、かつ、法令等による人員基準の定めがあることから、事業運営上、薬剤師・介護福祉士・保育士・看護師等の有資格者の採用が継続的に必要となります。当社グループは、有資格者の積極的な採用活動を行っていますが、これら有資格者の確保が困難な状況になった場合、新規事業所開設遅延や既存事業所の運営計画の修正等が生じ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

2．個人情報管理について

当社グループは、利用者情報（病歴及び薬歴など含む）などの個人情報を個人情報保護法等に基づき取得・保管し、取り扱っております。個人情報の適正な取得及び利用管理を行うため、当社グループでは個人情報保護規程を定め、全社員への教育研修等を通して、個人情報の漏洩防止に努めております。また、プライバシーマークの取得を行い、個人情報保護についての管理水準の維持・向上を図っております。

しかしながら、当社グループにおいて、万一個人情報の漏洩があった場合、利用者に対する損害賠償の発生や当社グループに対する行政処分、それらに伴う社会的信用の低下により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

3．食品の衛生管理について

当社グループは、介護事業、保育事業において利用者・園児に食事等を提供するとともに、食品事業では、食材を学校・施設等に提供しております。これらの事業においては、食品衛生法に基づき、厳正な食材管理及び衛生管理を実施し、食中毒や異物混入等の事故を起こさないよう厳格な管理をしております。

しかしながら、万一事故が発生し、当社グループの利用者である高齢者や園児を含む年少者等の症状が重篤化するなどした場合、利用者に対する損害賠償の発生や社会的信用の低下により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

4．事業所開設について

当社グループの医薬事業、介護事業、保育事業においては、事業所の立地が業績を左右する重要な要素となるため、当社グループにおいては、事業所の開設にあたり緻密なマーケティングを行い、採算性の評価を十分に行った上で事業所開設の意思決定をしております。

しかしながら、当社グループの事業所開設基準を満たす立地が確保できない場合、新規事業所の開設が進まないことにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、保育園の開設については、自治体からの公募を受け新園の開設を行っているため、待機児童数の減少等、需要の減少により、自治体からの公募が減少し、当社グループの事業所開設計画に大幅な乖離が生じた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

5．長期賃貸借契約の締結について

介護事業におけるサービス付き高齢者向け住宅・グループホーム等の開設、及び保育事業における保育園の開設にあたっては、土地及び建物等の設備投資リスクを抑制するために、長期にわたる賃貸借契約を締結しております。

今後、事業環境の変化等により、当社グループの施設利用者が減少し、運営事業所の採算が計画を下回る等の事象の発生により、事業所の閉鎖を余儀なくされる場合、当該契約の中途解約による違約金などの支払いが発生し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

6．減損会計の適用について

当社グループの保有する固定資産は、その大半が事業所の運営に供されておりますが、事業環境の変化や経

済的要因により、収益性が著しく低下し、事業所ごとの投資回収が不可能となった場合、固定資産の減損会計の適用に伴う損失処理が発生し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は株式取得による会社の買収に伴いのれん等の計上をしております。今後、当初の想定に比べ事業運営が計画どおり進まない場合には、のれん等の減損処理を行うことにより当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

7. 消費税等の影響について

医薬事業・介護事業における保険売上は消費税法により非課税となる一方で、医薬品等の仕入は同法により課税されております。このため、当社グループは消費税等の最終負担者となっておりますが、今後、消費税率が改定され、調剤報酬がその消費税率の上昇分に連動する形で改定されない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

8. 業績の季節変動について

当社グループにおいては、医薬事業の調剤売上が全体の40%超を占めております。調剤売上はその性質上、インフルエンザや花粉症等疾患の流行する時期に偏重する傾向にあり、これらの疾患の流行状況によって処方箋が増減するため、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループにおける保育所の園児数は、前年度末に卒園した5歳児に代わり、期首より、新生児（0歳児）及び、1歳児の受入れが始まりますが、月を追うごとに園児数が増加し、毎年7月～8月くらいから増加する傾向にあります。そのため、第1四半期（4月～6月）の収益性が低くなる傾向にあり、第2四半期（7月～9月）以降から収益性が高くなる傾向にあります。このため、新生児等の受入が遅れた場合には、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

9. 新株予約権行使による株式価値の希薄化について

当社は、取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的に、株式報酬型ストックオプションとして、第2回新株予約権（2015年1月26日開催の取締役会決議）、第4回新株予約権（2016年3月31日開催の取締役会決議）及び、第5回新株予約権（2017年6月29日開催の取締役会決議）を発行しております。また、第三者割当新株予約権として、第6回新株予約権（2023年8月18日開催の取締役会決議）を発行しております。2024年3月末日現在、新株予約権の潜在株式数の合計は276,700株であり、発行済株式総数2,527,300株の10.9%に相当します。

これらが行使された場合、当社株式価値の希薄化や株式売上の需給への影響をもたらす、当社グループの株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

10. 資金調達について

当社グループは、新規事業所の開設資金・内装改装費等の設備投資資金の大部分を金融機関からの借入金によって調達しております。したがって、急激な金利変動など金融情勢の変化が生じ、金利負担が増加した場合や、計画通りの資金調達ができない場合には、新規事業所の開設ができないことにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、2023年8月18日開催の取締役会において、第三者割当による第6回新株予約権の発行を行うことを決議し、資金調達を行うこととしております。新株予約権については、その性質上、行使価額が市場価額を上回っている状況においては、行使が進まない可能性があり、そのような状況が継続する場合には、資金需要に沿った資金調達が困難になる可能性があります。その場合には、資金使途やその内訳の変更を行うとともに、別途資金調達等の検討を進める予定であります。

また、当社の完全子会社が取引金融機関との間で締結しているシンジケートローン契約及びコミットメントライン契約については、財務制限条項が付されております。これに抵触した場合、貸付人の請求があれば期限の利益を失うため、直ちに債務の弁済をするための資金が必要になり、当社グループの財政状態及び資金繰りに影響を及ぼす可能性があります。

11. 風評等の影響、地域との関係について

当社グループのサービスは、利用者やその家族のみならず、地域の方々からの信頼のもとに成り立っているものと認識しており、日頃から従業員に対して経営理念の浸透や高品質なサービス提供をするよう指導や教育を行っております。しかしながら、当社グループが事業を展開する業界において、介護施設や保育園における事故等、安全性をおびやかすような事象が発生し、当社グループに不利益な風評が流れた場合には、当社グループのサービスに対して、報道等により消費者の不安心理が高まり、利用者が減少する等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

12. 大株主について

当社の取締役会長である青木勇は、当社の大株主であり、自身の財産保全会社である株式会社スリーユ及び親族の所有株式数を含めると、本書提出日現在で発行済株式総数の58.3%を所有しております。

同人は、安定株主として引続き一定の議決権を保有し、その議決権行使にあたっては、株主共同の利益を追求すると共に、少数株主の利益にも配慮する方針を有しております。

当社グループと致しましても、同人は安定株主であると認識しておりますが、何らかの事情により、大株主である同人の株式が減少した場合には、当社株式の市場価格及び議決権行使の状況等に影響を及ぼす可能性があります。

13. 感染症等の流行について

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行に対して当社グループは、対策本部を立ち上げ、各事業に課せられた社会的意義を全うしながら、患者様、ご利用者様および社員の安心安全を守るために社内連絡体制の見直しと強化、感染防止策の徹底を敢行しております。

こうした感染症の流行や拡大による影響としては、介護事業の通所介護の利用者の利用自粛による利用者数の減少があり、保育事業では、保護者の就業率低下による一時的な保育ニーズの減少等、今後の経過によっては当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

14. 気候変動に伴う自然災害等について

気候変動に伴い、介護事業において、ご入居様様が酷暑の影響で体調を崩し、長期入院のまま退去・ご逝去することにより空室が発生する可能性や、大型台風による事業所の一時休止を余儀なくされる可能性があります。

なお、当社グループは、東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県内に事業拠点を有しており、地震や水害等の大規模な自然災害が発生した場合に備えて、リスク管理規程を制定し、また、BCP（事業継続計画）を策定しております。しかしながら、当社グループの想定を上回る規模で自然災害が発生した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

・医薬事業（調剤薬局）について

1．医薬事業の法的規制等について

当社グループの医薬事業においては、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（医薬品医療機器等法）、健康保険法、薬剤師法に基づく各種許認可、免許、登録、届出等により、厚生労働省及び都道府県保健福祉部の監督の下、保険薬局及び調剤薬局を営業しております。当社グループは、手順書・マニュアルの整備・運用、法令研修の実施を行い、関連法令の遵守に努めておりますが、関連法令に違反した場合、または関連法令が改正された場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

関連法令の主な内容は下表のとおりであります。

許可、登録、指定、免許の別	関連する法令	登録等の交付者
薬局開設許可	医薬品医療機器等法	各都道府県知事
保険薬局指定	健康保険法	各地方厚生局長
麻薬小売業者免許	麻薬及び向精神薬取締法	各都道府県知事
生活保護法指定医療機関指定	生活保護法	各都道府県知事
被爆者一般疾病医療機関指定	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	各都道府県知事
結核指定医療機関指定	結核予防法	各都道府県知事
労災保険指定薬局指定	労働者災害補償保険法	各労働局長
指定自立支援医療機関指定	障害者自立支援法	各都道府県知事
高度管理医療機器販売業許可	医薬品医療機器等法	各都道府県知事

2．薬価基準及び調剤報酬の改定について

調剤薬局の売上高は、健康保険法に定められた薬価基準に基づく薬剤収入と、同法に定められた調剤報酬点数に基づく調剤技術に係る収入を主として構成されております。したがって、薬価基準の改定によって薬価が引き下げられた場合、当社グループでは、仕入価格においても引き下げを実現すべく、医薬品卸業者との協議を講じておりますが、協議動向により仕入価格の引き下げ幅と薬価引き下げ幅が乖離し、薬価差益が減少することになる可能性があります。また、薬価以外においても、調剤技術に係る報酬が法改正によって引き下げられた場合、調剤技術に係る収入が減少する可能性があり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

2014年4月1日以降の薬価の改定は下表のとおり実施されております。

改定年月日	2014年4月1日	2016年4月1日	2018年4月1日	2019年10月1日	2020年4月1日	2022年4月1日	2024年4月1日
改定率(%)	5.64	5.57	7.48	4.35	4.38	6.69	4.67

(注) 1．2014年4月の薬価改定率は、消費税率の引上げ分(+2.99%)を差引いて表示しております。

2．2019年10月の薬価改定率は、消費税率の引上げ分(+1.95%)を差引いて表示しております。

3．調剤過誤について

当社グループでは調剤過誤の防止のため、調剤過誤の自動チェックシステムを導入する等の対策を講じているとともに、危険薬剤等については薬剤師が重点的に鑑査を実施しております。また、万一に備え「薬剤師賠償責任保険」に加入することで当社グループの業績への影響を緩和する措置を講じております。

しかしながら、万一重大な調剤過誤が発生した場合、賠償金の支払いや、それに伴う利用者の信用及び社会的信用の低下を招くことにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

4．他社との競合等について

当社グループが運営している調剤薬局は、大型総合病院前に開局される門前型調剤薬局を主としております。今後、当社が処方箋を応需している大型総合病院の敷地内に他社が薬局を開局した場合や、大型総合病院の外來患者が減少した場合、当社グループの調剤薬局の来店者数が減少し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

・介護事業について

1．介護事業の法的規制等について

当社グループの介護事業の主要なサービスである在宅介護事業（サービス付き高齢者向け住宅の併設サービス含む）は、介護保険法の適用を受けるサービスであるため、介護保険制度の影響を受けることになります。

介護保険制度は、3年毎に介護保険法の改正と共に介護報酬の改定が行われており、また、これに合わせて3年を1期とする市区町村における介護保険事業計画の策定が行われております。したがって、法令の改正により事業内容の変更を余儀なくされる場合や、介護報酬の引き下げ、介護サービス料金の自己負担割合の引き上げ等、介護給付費の伸びを抑えるための制度改正や報酬改定が行われた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

2. 利用者の安全管理・健康管理について

当社グループがサービスを提供する利用者は、介護度の高い高齢者が多いことから、転倒や誤嚥、誤薬、離脱等によって生命に関わる重大な事故に発展する可能性があります。また、デイサービス、グループホーム及びサービス付き高齢者向け住宅等においては、食事等の介護サービスが行われており、食中毒、集団感染等の危険性が相対的に高いと考えられます。当社グループは、介護手順や事故防止対策等については長年の実績に基づいて従業員の訓練や業務マニュアルの遵守による業務の実施を行っておりますが、万一、事故や食中毒等が発生し当社グループの管理責任が問われた場合、当社グループの社会的信用が低下するとともに、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

3. 他社との競合等について

当社グループの事業所の近隣地域に同種サービスの他社事業所が増加した場合、サービスの需要が飽和状態となり、当社グループ事業所の稼働率が低下し、利用者の増加が見込めなくなる等、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

・保育事業について

1. 保育事業の法的規制等について

当社グループの保育事業において運営する保育園は、主に児童福祉法に基づき許認可を受ける認可保育園となっています。

今後、同法に基づく許認可の基準、人員・運営基準、公定価格、補助金制度などの変更等が行われた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、保育事業に関する主な法的規制は次のとおりであります。

事業内容	法令名	目的及び内容	監督官庁
子育て支援事業	児童福祉法	児童の健やかな育成のための児童福祉施設の種類、国・地方公共団体の施策、費用負担等が定められている。	厚生労働省、都道府県及び市町村
	食品衛生法	飲食に起因する衛生上の危害の発生防止及び公衆衛生の向上、増進を図る見地から食品の規格・添加物・衛生管理・営業許可等が定められている。	厚生労働省及び都道府県・政令指定都市・特別区の保健所

2. 園児の安全管理について

当社グループがサービスを提供する園児は乳幼児であることから、転倒や異物誤飲、窒息等によって生命に関わる重大な事故に発展する可能性があります。また、保育園においては食事の提供が行われており、食中毒、集団感染等の危険性が相対的に高いと考えられます。当社グループは、保育手順や事故防止対策等については、職種別・階層別研修による従業員の訓練や職種別委員会の開催、業務マニュアルの遵守による業務の実施を行っておりますが、万一、事故や食中毒等が発生し当社グループの管理責任が問われた場合、当社グループの社会的信用が低下するとともに、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

3．少子化や待機児童数等の環境について

当社グループでは、女性の就業率上昇が進むことを念頭に政府が掲げた待機児童ゼロの達成目標を受けて、今後も自治体による待機児童解消に向けた取り組みが継続するものと考えております。

しかしながら、少子化、待機児童の減少等の理由により、入園する児童数が当初の見込みを下回った場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

4．他社との競合等について

保育園の開設は自治体の審査基準によって選ばれます。したがって、競合他社が同自治体への保育園開設申請を行うことにより、当社グループの保育園開設計画が予定通り進捗しない場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、児童育成事業においては、新規受託及び受託期間の満了に伴う再選定があり、自治体の審査基準によって選ばれます。競合他社が新規受託及び現在受託している事業所においても再選定により、受託できない可能性があります。

・食品事業について

1．商品の品質評価について

当社グループは、利用者に安心・安全な食品をお届けするために、食品衛生法及び関連法令の遵守並びにJAS法等の基準に基づいた商品の販売を行っております。しかしながら、予期せぬ商品のトラブル等が発生し、当該商品を販売した当社グループに対する風評等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

経営成績及び財政状態の状況

当連結会計年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の法的位置付けが5類感染症へ移行されたことにより、インバウンド需要の増加、雇用・所得環境の改善等により回復傾向で推移する等、持ち直しの動きが見られました。

一方、地政学リスクを背景とした原材料価格の高騰に伴う物価上昇・円安の進行に加え、金利上昇による企業収益への影響等、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループでは、「少子高齢化社会の課題に挑戦し、地域社会を明るく元気にする」をミッションに掲げ、経営計画の達成を目指してまいりました。

また、当社グループの従業員が健康で生き活きと働く職場環境づくりのために、労務コンプライアンス体制の強化と安全衛生のさらなる推進に努めてまいりました。

業績につきましては、介護事業において2023年8月開設の新規事業所「ホスピス対応型ホーム（定員61名）」の先行コストが生じましたが、2023年4月に新規開設した認可保育園3園を中心に園児数が増加したほか、医薬事業における既存店舗の処方箋枚数が回復したことにより売上・利益面とも寄与いたしました。

また、前連結会計年度末に実施した不採算事業所（介護事業及び保育事業）の閉鎖による効率化を図ったことで、利益率の改善に寄与いたしました。

なお、ミアヘルサ株式会社において、介護事業の収益性の低下に伴い、固定資産の減損損失（特別損失）を計上いたしました。

この結果、売上高22,722百万円（前年同期比2.1%増）、営業利益395百万円（前年同期比106.8%増）、経常利益374百万円（前年同期比121.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益5百万円（前年同期比97.4%減）となりました。

<セグメントごとの経営成績>

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

（医薬事業）

当連結会計年度において、1店舗を出店、1店舗の閉鎖を実施いたしました。出店した店舗は、2024年1月に医療モール型薬局（東京都台東区）として開設した店舗であります。

業績につきましては、処方箋枚数は、既存店舗の処方箋枚数が回復したことに加え、前連結会計年度に出店した新規出店効果も併せて前年同期比103.6%となりました。

処方箋単価につきましては、2023年4月に実施された薬価改定の影響があったものの、後発医薬品調剤体制加算の強化及び、「かかりつけ薬局」としてのサービスの充実等の調剤技術料の加算獲得を図ったことに加え、感染症患者及び高額医薬品の処方箋枚数が増加したことで、前年と同水準を維持することができました。

この結果、売上高9,306百万円（前年同期比3.6%増）、セグメント利益545百万円（前年同期比2.7%増）となりました。

なお、当連結会計年度末における調剤薬局店舗数は、42店舗（前連結会計年度末比±0店舗）となりました。

(介護事業)

当連結会計年度において、5事業所(訪問介護事業所2事業所、居宅介護支援事業所1事業所、訪問看護事業所1事業所、サービス付き高齢者向け住宅1事業所)の開設を実施いたしました。また、不採算事業所5事業所(通所介護事業所4事業所、定期巡回事業所1事業所)の閉鎖を実施いたしました。

業績につきましては、不採算事業所の閉鎖を実施したことで、通所介護事業所等の利用者を中心に利用者数が減少したことで減収となりました。

一方、入居者・利用者の獲得に向けた営業活動の強化により、サービス付き高齢者向け住宅の入居者及び、併設事業所の利用者数も回復傾向で推移いたしました。

また、利益面につきましては、不採算事業所の閉鎖による効率化を図ったことで、採算性が向上いたしました。また、2023年8月に千葉県流山市に開設した「ホスピス対応型ホーム(定員61名)」のサービス付き高齢者向け住宅1事業所及び併設事業所3事業所(居宅介護支援事業所1事業所、訪問介護事業所1事業所、訪問看護事業所1事業所)の開設コストが生じたことで低調で推移しました。

この結果、売上高3,324百万円(前年同期比3.5%減)、セグメント損失131百万円(前年同期実績:セグメント損失147百万円)となりました。

なお、当連結会計年度末における介護事業所数・施設数は、65事業所(前連結会計年度末比±0事業所)となりました。

(保育事業)

当連結会計年度において、認可保育園3園及び、学童クラブ1カ所を開設いたしました。

一方、グループ会社のライフサポート株式会社において、2024年3月末で認証保育園1園を閉鎖したほか、学童クラブ等2カ所の業務受託が終了いたしました。

業績につきましては、2022年4月、及び2023年4月に開設した認可保育園の園児数が増加したことで業績に寄与いたしました。

また、保育士等の採用活動を強化し、人員体制の見直しを図ることで加算獲得に努めたほか、2023年3月末に不採算であった東京都認証保育園等の閉園により効率化が図られたことで、採算性が向上いたしました。

この結果、売上高9,162百万円(前年同期比3.2%増)、セグメント利益683百万円(前年同期比27.2%増)となりました。

なお、当連結会計年度末における運営事業所数は、77事業所(前連結会計年度末比+1事業所)となりました。

(その他(食品事業))

学校給食部門の業績につきましては、インフルエンザ等の流行による学級閉鎖が増加したことに加え、物価上昇の影響があったことでも低調に推移いたしました。

また、当社グループがフランチャイジーとして店舗展開している銀のさら(3店舗)の業績につきましては、宅配食ニーズの落込みに加え、物価高騰を反映した価格改定の影響により顧客数が減少したことで減収・減益で推移いたしました。

この結果、売上高929百万円(前年同期比1.6%減)、セグメント利益27百万円(前年同期比42.5%減)となりました。

< 財政状態の状況 >

(資産)

当連結会計年度末における流動資産は、5,454百万円となり、前連結会計年度末に比べ404百万円増加いたしました。これは主に、未収入金が294百万円減少したものの、現金及び預金が633百万円、売掛金が84百万円増加したことによるものであります。

固定資産は、8,355百万円となり、前連結会計年度末に比べ730百万円減少いたしました。これは、有形固定資産が566百万円減少、投資その他の資産が92百万円減少したことによるものであります。

この結果、総資産は、13,809百万円となり、前連結会計年度末に比べ326百万円減少いたしました。

(負債)

当連結会計年度末における流動負債は、6,844百万円となり、前連結会計年度末に比べ261百万円増加いたしました。これは主に、短期借入金が270百万円減少したものの、未払金が242百万円増加、買掛金が125百万円増加、未払費用が115百万円増加したことによるものであります。

固定負債は、3,658百万円となり、前連結会計年度末に比べ556百万円減少いたしました。これは主に、長期借入金が274百万円減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は、10,503百万円となり、前連結会計年度末に比べ294百万円減少いたしました。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産は、3,306百万円となり、前連結会計年度末に比べ31百万円減少いたしました。これは主に、利益剰余金が、親会社株主に帰属する当期純利益5百万円計上したものの、配当金の支払いにより74百万円減少したため、全体として減少しております。

この結果、自己資本比率は23.9%（前連結会計年度末は23.6%）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）は、1,830百万円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、得られた資金は1,594百万円（前連結会計年度は1,021百万円の収入）となりました。主な増加要因は、減価償却費590百万円、減損損失256百万円、未払金の増加額128百万円、仕入債務の増加額125百万円、未払費用の増加額115百万円であり、主な減少要因は、法人税等の支払額116百万円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、使用した資金は336百万円（前連結会計年度は556百万円の支出）となりました。主な減少要因は、有形及び無形固定資産の取得による支出302百万円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、使用した資金は610百万円（前連結会計年度は368百万円の支出）となりました。主な増加要因は長期借入による収入400百万円であり、主な減少要因は、長期借入金の返済による支出641百万円、短期借入金の減少額270百万円、配当金の支払額74百万円であります。

生産、受注及び販売の実績

a. 仕入実績

当連結会計年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第3期連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	前年同期比(%)
医薬事業(千円)	6,176,380	104.3
介護事業(千円)	159,178	102.1
保育事業(千円)	248,968	110.0
その他(千円)	601,343	100.5
合計	7,185,871	104.1

- (注) 1. 金額は、仕入価格によっております。
2. 「その他」には食品事業が含まれます。

b. 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第3期連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	前年同期比(%)
医薬事業(千円)	9,306,808	103.6
介護事業(千円)	3,324,233	96.5
保育事業(千円)	9,162,362	103.2
その他(千円)	929,332	98.4
合計	22,722,736	102.1

- (注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。
2. 「その他」には食品事業が含まれます。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、決算日における資産・負債の報告及び報告期間における収益・費用の報告数値に影響を与える見積り及び仮定設定を行わなければなりません。経営者は、以下に関する見積り及び判断について、継続して評価を行っており、過去の実績や状況に応じて合理的と思われる様々な要因に基づき、見積り及び判断を行っております。また、その結果は資産・負債の簿価及び収益・費用の報告数字についての判断の基礎となります。見積りには特有の不確実性が存在するため、実際の結果は、これら見積りと異なる場合があります。当社グループが採用している会計方針(「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載)のうち、重要なものは以下のとおりです。

・ 固定資産の減損処理

当社グループは、「固定資産の減損に関する会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 2020年8月9日)及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 2003年10月31日))を適用しています。

将来の予測不能な事業上の前提条件の変化によって見積りが増減されることにより、将来キャッシュ・フローや回収可能価額が減少し、減損損失が発生する可能性があります。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績の分析

(売上高)

当連結会計年度の売上高につきましては、2023年4月に新規開設した認可保育園3園を中心に園児数が増加したほか、医薬事業における既存店舗の処方箋枚数の増加に加え、前連結会計年度に出店した新規出店効果が寄与したことで、22,722百万円（前年同期比2.1%増）となりました。

以下、各事業における経営指標（KPI）の分析です。

(医薬事業)

以下の5つをKPIとしております。

(a) 処方箋枚数、(b) 処方単価は外部環境・行政方針に影響を受けるものであり、(c) 後発品調剤率、(d) かかりつけ薬剤師指導料（件数）、(e) 在宅処方件数は企業努力により向上が図れる指標です。

処方箋枚数については、既存店舗の処方箋枚数が、新型コロナウイルス感染症の影響前の水準に回復傾向に推移した事に加え、新規出店効果もあったことで、前連結会計年度の実績を上回る実績となりました。

処方箋単価につきましては、2023年4月に実施された薬価改定の影響があったものの、後発医薬品調剤体制加算の強化及び、「かかりつけ薬局」としてのサービスの充実等の調剤技術料の加算獲得を図ったことに加え、感染症患者及び高額医薬品の処方箋枚数が増加したことで、前連結会計年度の実績と同水準の実績となりました。

併せて、後発品調剤率、かかりつけ薬剤師指導料（件数）については、それぞれの計画を立案し、全店舗にその目標を共有し、毎月実績を掌握し効果測定を行い、向上についての対策を実施してまいりました。その結果、これらの指標については前事業年度を上回る実績を収めることができました。

(a) 処方箋枚数

当連結会計年度の処方箋枚数は653,680枚（前連結会計年度は630,954枚）となりました。

これは、新規出店効果のほか、既存店舗の処方箋枚数も回復傾向で推移したことによるものです。

(b) 処方単価

当連結会計年度の処方箋単価は14,178円（前連結会計年度は14,151円）となりました。

これは、2023年4月に実施された調剤報酬・薬価改定の影響があったものの、高額医薬品の処方箋枚数が増加したことによるものです。

(c) 後発品調剤率

当連結会計年度の後発品調剤率（年間平均）は83.6%（前連結会計年度は81.1%）となりました。

(d) かかりつけ薬剤師指導料（件数）

当連結会計年度のかかりつけ薬剤師指導料の算定件数は8,981件（前連結会計年度は6,402件）となりました。

(e) 在宅処方件数

当連結会計年度の在宅処方件数は15,305件（前連結会計年度は20,650件）となりました。

(介護事業)

以下の3つをKPIとしております。

これらの内容については、全て当社グループの営業努力で改善が図れるものであります。

サービス付き高齢者向け住宅の入居率につきましては、新型コロナウイルス感染症の法的位置付けが5類感染症に移行され、病院等へ入居営業活動の強化を図ったことで、前連結会計年度の実績を上回る実績となりました。

デイサービス(通所介護)の利用者数につきましては、サービス付き高齢者向け住宅の入居率の向上により、併設のデイサービスの利用者数は回復傾向で推移いたしました。前連結会計年度末及び、当連結会計期間中に閉鎖した不採算となっていた事業所の利用者数が減少したことで、前連結会計年度の実績を下回る実績となりました。

その結果、これらの指標については以下のとおりとなりました。

(a) サービス付き高齢者向け住宅の入居率

当連結会計年度のサービス付き高齢者向け住宅(特定施設含む)の平均入居率は92.2%(前連結会計年度は90.4%)となりました。

(b) 平均要介護度

当連結会計年度のサービス付き高齢者向け住宅(特定施設含む)の平均介護度は2.1(前連結会計年度は2.1)となりました。

(c) デイサービス(通所介護)の利用者数

当連結会計年度のデイサービス(認知症対応型含む)の利用者数は64,593人(前連結会計年度は85,424人)となりました。

(保育事業)

以下の2つをKPIとしております。

(a) 受入児童数は、自治体からの園児の受け入れに影響を受けるものです。

人材確保が保育所運営に大きな影響を及ぼすため、(b) 保育士採用におけるエントリー数、園見学数、選考面接数という指標を設けて、企業努力により人材の確保を行っております。

受入児童数については、開園数に合わせて堅調に伸びております。

また、エントリー数、選考面接数は、前事業年度を下回る実績となりましたが、効率的な採用活動を行ったことにより、人材の確保ができました。

(a) 受入児童数

当連結会計年度の受入児童数は36,605人(前連結会計年度は35,637人)となりました。

これは主に、2022年4月及び、2023年4月に新規開園した認可保育園の園児数の増加によるものであります。

(b) 保育士採用におけるエントリー数、園見学数、選考面接数

当連結会計年度の保育士採用におけるエントリー数(中途採用)は2,051名(前連結会計年度は2,278名)、園見学数(新卒)は361名(前連結会計年度は245名)、選考面接数(新卒)は130名(前連結会計年度は143名)となりました。

(売上原価、販売費及び一般管理費、営業利益)

当連結会計年度の売上原価は、医薬事業の売上高増加に伴う仕入高の増加、介護事業・保育事業における新規事業所・保育園の開設に伴うコスト増加の要因等もあり、20,558百万円(前連結会計年度は、20,237百万円)となりました。

なお、売上原価率は、90.5%(前連結会計年度は、91.0%)となりました。

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、1,769百万円(前連結会計年度は、1,820百万円)となりました。減少要因の主な内容は、介護事業における不採算事業所の閉鎖等により、人件費等のコストが減少したことによるものであります。

なお、売上高販管費率は、7.8%(前連結会計年度は、8.2%)となりました。

以上の結果、当連結会計年度の営業利益は、395百万円(前連結会計年度は、191百万円)となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

当連結会計年度の営業外収益は、99百万円(前連結会計年度は、103百万円)となりました。主な内容は、賃貸収入66百万円、その他29百万円であります。

当連結会計年度の営業外費用は、120百万円(前連結会計年度は、125百万円)となりました。主な内容は、賃貸原価62百万円、支払利息30百万円、その他26百万円であります。

以上の結果、当連結会計年度の経常利益は374百万円(前連結会計年度は、169百万円)となりました。

(特別利益、特別損失、法人税等、当期純利益)

当連結会計年度の特別利益は、49百万円(前連結会計年度は、365百万円)となりました。内容は、設備等補助金収入49百万円であります。

当連結会計年度の特別損失は、359百万円(前連結会計年度は、186百万円)となりました。主な内容は、減損損失256百万円、解約違約金40百万円、固定資産売却損27百万円、補助金返還損20百万円であります。

法人税等は、58百万円となり、税金等調整前当期純利益に対する負担税率は、91.3%となりました。

以上の結果、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は、5百万円(前連結会計年度は、209百万円)となりました。

b. 財政状態の分析

当連結会計年度の財政状態の分析につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の状況の概要 経営成績及び財政状態の状況」に記載のとおりであります。

c. キャッシュ・フローの分析

当連結会計年度のキャッシュ・フローの分析につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

d. 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

e. 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、原価に係る人件費、商品の仕入れ、販売費及び一般管理費の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、薬局・介護施設・保育園等の開設に伴う設備投資によるものであります。

当社グループの基本的な資金調達手段は、短期の運転資金ニーズについては、金融機関からの短期借入で行い、設備投資や長期の運転資金ニーズについては、金融機関からの長期借入で行う方針です。また、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行8行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約(極度額3,300百万円(本書提出日現在))を締結しております。

5 【経営上の重要な契約等】

(資金調達)

当社は、2023年8月18日開催の取締役会において、第三者割当による第6回新株予約権の発行を決議し、同日付で割当先との間で、コミットメント条項付き第三者割当契約を締結いたしました。詳細は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況 その他新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、主として、介護事業において2023年8月に介護施設の開設に伴う設備投資資金、医薬事業において2024年1月に開設の調剤薬局の出店に伴う設備投資を中心に、合計295百万円の設備投資を実施いたしました。

なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

セグメントごとの設備投資について示すと、医薬事業に123百万円、介護事業に78百万円、保育事業に84百万円、その他（食品事業）に2百万円、共通として6百万円の設備投資を実施しております。

なお、重要な設備の除却または売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

該当事項はありません。

(2) 国内子会社

2024年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
				建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
ミアヘルサ(株)	調剤薬局 (首都圏)	医薬事業	店舗施設	329,365	158,747	731,873 (612.18)		57,477	1,277,464	196 (66)
ミアヘルサ(株)	介護事業所 (首都圏)	介護事業	介護施設		2,499	()		101,120	103,620	288 (208)
ミアヘルサ(株)	保育所 (首都圏)	保育事業	保育所 施設	2,515,355	137,530	()	231,072	46,690	2,930,649	636 (319)
ミアヘルサ(株)	本社 (東京都 新宿区) 他	全社共通	事務所等	119,182	22,645	()		150,532	292,360	43 (2)
ライフサポート(株)	保育所 (首都圏)	保育事業	保育所 施設	1,827,758	29,232	()		1,446	1,858,437	544 (135)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、借地権、のれん、ソフトウェア及び建設仮勘定の合計であります。

2. 現在休止中の主要な設備はありません。

3. 帳簿価額は連結財務諸表の数値で記載しております。

4. 従業員数の()は、臨時雇用者数(パートタイマー、登録社員)を外数で記載しております。

5. 上記の他、他の者から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

会社名	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料 (千円)
ミアヘルサ(株)	医薬事業 (東京都、神奈川県、埼玉県)	調剤薬局店舗	287,260
ミアヘルサ(株)	介護事業 (東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県)	介護事業所	488,430
ミアヘルサ(株)	保育事業 (東京都、神奈川県、千葉県)	保育園	417,019
ライフサポート(株)	保育事業 (東京都)	保育園、学童クラブ	195,092

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、当連結会計年度末における重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
調剤薬局 (東京都立川市)	医薬事業	調剤薬局	42,200		自己資金及び借入	2024年5月	2024年5月	(注)2.
認可保育園 (神奈川県横浜市 神奈川区)	保育事業	保育施設	123,500	10,092	自己資金及び借入	2024年6月	2024年8月	(注)2.
調剤薬局 (神奈川県川崎市 中原区)	医薬事業	調剤薬局	28,700		自己資金及び借入	2024年10月	2024年12月	(注)2.
認可保育園 2026年3月期開園 予定1園 (首都圏)	保育事業	保育施設	115,800		自己資金及び借入	2024年4月 以降	2025年3月 まで	(注)2.
調剤薬局 2026年3月期開設 予定2店舗 (首都圏)	医薬事業	調剤施設	84,400		自己資金及び借入	2025年4月 以降	2026年3月 まで	(注)2.
調剤薬局 2027年3月期開設 予定2店舗 (首都圏)	医薬事業	調剤施設	84,400		自己資金及び借入	2026年4月 以降	2027年3月 まで	(注)2.

(注) 1. 上記の重要な設備の新設等については、計画の見直しにより、総額が変更となっております。

2. 完成後の増加能力については、数値的の把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	9,800,000
計	9,800,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2024年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2024年6月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,527,300	2,537,300	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数は100株であります。
計	2,527,300	2,537,300		

(注) 提出日現在の発行数には、2024年6月1日からこの本書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当社は、2021年10月1日に単独株式移転によりミアヘルサ株式会社の完全親会社として設立されたことに伴い、ミアヘルサ株式会社が発行したストックオプションとしての新株予約権は、同日をもって消滅し、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の新株予約権を交付いたしました。

当社が交付した新株予約権の内容は以下のとおりであります。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

ミアヘルサホールディングス株式会社第2回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

決議年月日	2015年1月26日（注）1．
付与対象者の区分及び人数	ミアヘルサ従業員1名
新株予約権の数（個）	2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 2,000（注）2．6．7．
新株予約権の行使時の払込金額（円）	270（注）3．6．7．
新株予約権の行使期間	自 2021年10月1日 至 2025年1月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 270（注）6．7． 資本組入額 135
新株予約権の行使の条件	（注）4．
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5．

当事業年度の末日（2024年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2024年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

（注）1．ミアヘルサ株式会社第2回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の決議年月日です。

2．新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

4．新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社普通株式が金融商品取引所に上場された場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、(注)2に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
下記に準じて決定する。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
(注)4に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
下記に準じて決定する。
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
新株予約権者が権利行使をする前に、(注)4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
6. 2016年3月24日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
7. 2019年8月9日開催の取締役会決議により、2019年8月29日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

ミアヘルサホールディングス株式会社第4回新株予約権(株式報酬型ストックオプション)

決議年月日	2016年3月31日(注)1.
付与対象者の区分及び人数	ミアヘルサ従業員6名
新株予約権の数(個)	800
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 8,000(注)2.6.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	350(注)3.6.
新株予約権の行使期間	自 2021年10月1日 至 2026年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 350(注)6. 資本組入額 175
新株予約権の行使の条件	(注)4.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5.

当事業年度の末日(2024年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2024年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1.ミアヘルサ株式会社第4回新株予約権(株式報酬型ストックオプション)の決議年月日です。

2.新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。

ただし、新株の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3.新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

4.新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社普通株式が金融商品取引所に上場された場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、(注)2に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
下記に準じて決定する。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
(注)4に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
下記に準じて決定する。
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
新株予約権者が権利行使をする前に、(注)4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
6. 2019年8月9日開催の取締役会決議により、2019年8月29日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

ミアヘルサホールディングス株式会社第5回新株予約権(株式報酬型ストックオプション)

決議年月日	2017年6月29日(注)1.
付与対象者の区分及び人数	ミアヘルサ従業員2名
新株予約権の数(個)	170
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,700(注)2.6.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	400(注)3.6.
新株予約権の行使期間	自 2021年10月1日 至 2027年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 400(注)6. 資本組入額 200
新株予約権の行使の条件	(注)4.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5.

当事業年度の末日(2024年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2024年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. ミアヘルサ株式会社第5回新株予約権(株式報酬型ストックオプション)の決議年月日です。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

4. 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社普通株式が金融商品取引所に上場された場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、(注)2に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
下記に準じて決定する。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
(注)4に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
下記に準じて決定する。
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
新株予約権者が権利行使をする前に、(注)4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
6. 2019年8月9日開催の取締役会決議により、2019年8月29日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

当社は会社法に基づき新株予約権を発行しております。

第6回新株予約権	
決議年月日	2023年8月18日
新株予約権の数(個)	2,650〔2,550〕
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 265,000〔255,000〕(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	行使価額 1,000(注)3
新株予約権の行使期間	2023年9月4日～2025年9月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

本新株予約権は、行使許可及びコミットメント条項付第三者割当てであります。

当事業年度の末日(2024年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当該事業年度の末尾における内容からは変更ありません。

(注)1. 当該新株予約権の特質

- (1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は300,000株、行使価格は1,000円で確定しており、対象株式数及び行使価格の双方が固定されていることから、将来的な市場株価の潜在株式数及び行使価格は変動しない。
- (2) 割当株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は300,000株(2023年8月18日現在の発行済株式総数2,488,700株に対する割合は12.05%)、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は100株で確定している。
- (3) 当社は、次の場合、割当予定先に対して本新株予約権の行使指示を行うことができる。東京証券取引所における5連続取引日の終値単純平均が行使価額の130%(1,300円)を超過した場合(以下、かかる場合を「条件」という。)、条件が成就した日の出来高の15%に最も近似する株式数となる個数を上限として、10取引日以内に行使すべき本新株予約権を行使指示することができる。又は東京証券取引所における5連続取引日の終値単純平均が行使価額の150%(1,500円)を超過した場合(以下、かかる場合を「条件」という。)、条件が成就した日の出来高の20%に最も近似する株式数となる個数を上限として、10取引日以内に行使すべき本新株予約権を行使指示することができる。
- (4) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額：300,000,000円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。)
- (5) 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

ミアヘルサホールディングス株式会社 普通株式

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。

なお、当社の単元株式数は100株である。

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式300,000株とする(割当株式数は100株とする。)。但し、本欄第2号及び第3号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の第3号の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3号 - 及び による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3. 新株予約権の行使時の払込金額

- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。

- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、1,000円とする。ただし、本欄第3号の規定に従って調整されるものとする。

- (3) 行使価額の調整

当社は、本新株予約権の発行後、下記 に掲げる各事由により当社の発行済株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (a) 本号 - (b)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (b) 普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- (c) 本号 - (b)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本号 - (b)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- (d) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本号 - (b)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- (e) 本号 - (a)から(d)までの各取引において、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本号 - (a)から(d)にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (a) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- (b) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- (c) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

本号 の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

- (a) 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- (b) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- (c) 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求にかかる各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求にかかる各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権を行使することにより、新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日時点における当社発行済株式総数の10%（但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3号 - 記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）を超えることとなる場合の、当該10%（但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3号 - 記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）を超える部分にかかる新株予約権の行使はできない。
- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (3) 各本新株予約権の一部行使はできない。

6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下、「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

- (1) 新たに交付される新株予約権の数
新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。
- (2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類
再編当事会社の同種の株式
- (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
- (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。
- (5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。
- (6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限
新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

7. 当該新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容

本新株予約権の行使によって取得することとなる株式数が、本新株予約権の発行決議日時点における当社発行済株式総数の10%（但し、上記表中「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3号 - 記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）を超えることとなる場合の、当該10%（但し、上記表中「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3号 - 記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）を超える部分にかかる新株予約権の行使はできない。

8. 提出者の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項なし。

9. 提出者の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

割当予定先であるマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社は、当社取締役青木勇の財産保全会社である株式会社スリーユとの間で、2023年8月23日から2025年9月3日までの期間において当社普通株式50,000株を借り受ける株式貸借契約を締結しております。当該株式貸借契約において、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社は、同社が借り受ける当社普通株式の利用目的を、同社が本新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付けに限る旨合意しております。

10. その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年10月1日 (注)1	2,485,300	2,485,300	300,000	300,000		
2021年10月1日～ 2022年3月31日 (注)2	3,000	2,488,300	550	300,550	550	550
2022年4月1日～ 2023年3月31日 (注)2	400	2,488,700	70	300,620	70	620
2023年4月1日～ 2024年3月31日 (注)2	3,600	2,492,300	510	301,130	510	1,130
2023年9月4日～ 2024年3月31日 (注)3	35,000	2,527,300	17,591	318,721	17,591	18,721

(注)1 . 2021年10月1日に単独株式移転により当社が設立されたことによる増加であります。

2 . 新株予約権(ストックオプション)の権利行使による増加であります。

3 . 第三者割当による第6回新株予約権の行使

発行価格 1株につき 1,005.2円

資本組入額 1株につき 502.6円

割当先 マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社

4 . 2024年4月1日から2024年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式数が10,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ5,026千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2024年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		1	13	21	8	4	2,291	2,338	
所有株式数 (単元)		30	307	10,394	217	16	14,299	25,263	1,000
所有株式数 の割合(%)		0.11	1.21	41.14	0.85	0.06	56.60	100.00	

(注) 自己株式81株は、「単元未満株式の状況」に81株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2024年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社スリーユ	東京都新宿区富久町5-6	786,100	31.10
青木 勇	東京都新宿区	547,000	21.64
グリーンホスピタルサプライ株式会社	大阪府吹田市春日3-20-8	100,000	3.95
アルフレッサ株式会社	東京都千代田区内神田1丁目12番1号	100,000	3.95
青木 文恵	東京都新宿区	60,000	2.37
ミアヘルサ従業員持株会	東京都新宿区市谷仲之町3-19	55,700	2.20
マイルストーン キャピタル マネジメント株式会社	東京都千代田区大手町1丁目6-1	48,600	1.92
門倉 優里	神奈川県横浜市中区	40,000	1.58
青木 友紀	東京都新宿区	40,000	1.58
銭本 政己	東京都新宿区	21,000	0.83
計		1,798,400	71.12

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2024年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,526,300	25,263	
単元未満株式	普通株式 1,000		
発行済株式総数	2,527,300		
総株主の議決権		25,263	

(注) 単元未満株式の中には自己株式81株が含まれております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、会社分割 に係る移転を行った取得自己株式				
その他()				
保有自己株式数	81		81	

(注) 当期間における保有自己株式数には、2024年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社グループは、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つとしており、成長性を確保するため、将来の事業展開と企業体質の強化のための内部留保も考慮しつつ、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。また、当社の剰余金の配当回数につきましては、定款に期末配当及び中間配当の2回と定めております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

なお、2024年3月期の1株当たり期末配当額は17円であり、既に実施しております。

内部留保資金の用途につきましては、保育園をはじめとした新規事業所の開設設備投資資金等、事業拡大に必要な投資の原資として利用し、企業価値向上に努めてまいります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2023年10月16日 取締役会決議	32,528	13.0
2024年6月27日 定時株主総会	42,962	17.0

<取締役会>

取締役会は、監査等委員である取締役を含め7名であり、社内取締役4名（青木勇氏、青木文恵氏、高橋雅彦氏、足立正弘氏）、社外取締役3名（皆川尚史氏、遠山典夫氏、原正雄氏）によって構成されており、監査等委員である取締役が取締役会を監査・監督することで、透明性の高い経営の実現に取り組んでおります。

取締役会は、原則として毎月1回の定時取締役会を開催し、また必要に応じて臨時取締役会を開催する予定です。年度予算・中期経営計画・その他の重要な戦略の立案の監督と決定、並びに重要な業務執行の決定等を通じて経営全般に対する監督機能を発揮して経営の実効性と透明性を確保してまいります。

<監査等委員会>

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名であり、社内監査等委員（足立正弘氏）、社外監査等委員2名（遠山典夫氏、原正雄氏）によって構成されており、経営管理体制の透明性と公正性を確保するため、公認会計士及び弁護士を選任し専門的見地からの監査・監督機能の強化を図っております。

監査等委員会は、原則毎月1回定時監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催とし、内部統制システムを活用した監査・監督を実施し、取締役会をはじめとする重要な会議に出席する等により、取締役の職務執行、及び取締役会の監督義務の履行状況についても監査を行います。監査等委員会においては、監査方針や監査計画を定めるとともに、監査に関する重要な事項について各監査等委員から報告を受け、協議または決議を行います。

<指名・報酬委員会>

指名・報酬委員会は、取締役会の監督機能を強化し、意思決定プロセスの透明性を高めるため、取締役及び重要な使用人の選任及び解任等、並びに取締役の報酬制度の審議を目的として、取締役会の諮問委員会として、取締役会の下に委員総数の過半数を社外取締役とする指名・報酬委員会を設置しております。

なお、指名・報酬委員会は、取締役青木文恵氏、取締役青木勇氏、社外取締役皆川尚史氏、社外取締役（監査等委員）遠山典夫氏及び、社外取締役（監査等委員）原正雄氏で構成し、委員長は社外取締役原正雄氏が務めております。

<内部監査室>

内部監査室は、代表取締役社長直轄の専任組織として、内部監査計画書に基づきグループ全事業所の監査を実施する予定です。内部監査室長は、内部監査結果を代表取締役社長に報告・承認後、「改善実施依頼書」により、被監査部門長に改善勧告を行い、改善勧告を受けた被監査部門長は、当該勧告に対して速やかに適切な措置を講じ、その結果を「改善実施報告書」をもって代表取締役社長に報告しております。内部監査室長は、報告された改善措置の状況を監査し、その有効性を評価しております。また、内部監査室長は、監査等委員会及び会計監査人と連携し、監査の効率的な実施に努めております。

<会計監査人>

会計監査人として史彩監査法人を選任し、適正な会計処理及び経営の透明性を確保しております。内部監査室と監査等委員、会計監査人は、年間を通じて随時情報交換を行い監査機能の相互連携を高めております。

<業績検討会>

中期経営計画及び年度経営計画と実績との差異分析を通じて経営効率の改善及び向上に資することを目的とした「業績検討会」を、原則として月1回の頻度で開催しております。業績検討会は、代表取締役社長、取締役会長、取締役と各本部のスタッフ責任者で構成されております。

<リスク・コンプライアンス委員会>

「リスク管理規程」、「コンプライアンス（法令順守）規程」及び「反社会的勢力対策規程」に基づき、公正・適切なリスク管理・コンプライアンス推進を行うため、「リスク・コンプライアンス委員会」を、原則として3ヵ月に1回の頻度で開催しております。

リスク・コンプライアンス委員会は、総務部に事務局を置き、代表取締役社長を委員長とし、全取締役、内部監査室長、及び各本部のスタッフ責任者で構成されております。

本委員会においては、リスク管理・コンプライアンス推進に関する事項について、グループの関連部署からの不適合報告、予兆管理、注意喚起、情報共有、対策検討等、必要な調査、審議を行うとともに社内教育を行っております。

企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社グループは経営の健全性や透明性を高めるために、有効な内部統制システムを構築することが重要であると考えており、その基盤として業務の適正性を確保するために必要なものの整備を、下記のとおり取締役会において決議しています。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役は、その担当職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。）を、関連資料と併せて法令その他特別に定めのあるときのほかは保存期間を定めて保管するとともに、必要に応じて取締役及び監査役が閲覧可能な状態を維持する。

- a. 株主総会議事録
- b. 取締役会議事録
- c. 業績検討会議事録
- d. リスク・コンプライアンス委員会議事録
- e. 本部長会議議事録
- f. 開発会議議事録
- g. 投資判定会議議事録
- h. その他重要な会議体等の議事録

(2) 上記(1)に定める文書の他、契約書、稟議書その他の文書については、「文書管理規程」に基づき適切に保存及び管理を行うものとする。

2. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 取締役会は、「リスク管理規程」を当社の損失に関する危険管理の統括的規程と位置付け、また、個別の損失の危険に対応するために、諸規程を整備する。

(2) 当社グループのリスク管理を担う機関として代表取締役社長を最高責任者に、取締役をリスク管理担当とし、リスク管理活動の推進を統括する。

(3) 当社グループのリスク管理・コンプライアンス推進に関する事項について、グループ関連部署からの不適合報告、予兆管理、注意喚起、及び全社共有・対策検討に対応し、かつ、機関決定に際し、適宜、必要な調査、審議、及び推進を行うことを目的として「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。

3. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則毎月開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催する。

(2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「取締役会規程」、「職務権限規程」、「業務分掌規程」、「職務権限一覧表（稟議基準）」等諸規程において、それぞれの責任者及びその権限、執行手続について定める。

4. 当社グループの取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1) 取締役会は、業務執行の法令・定款への適合性を確保するため、原則として毎月開催され、経営に係る取締役の職務執行の監督を行う。
 - (2) 取締役会は、外部的視点からの経営監視をその機能及び役割として期待し、社外取締役を招聘する。
 - (3) 取締役は、適正な財務報告が、当社の株主・投資家・その他利害関係者からの信頼性確保のために重要であるとの認識に立ち、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制を構築する。
 - (4) 取締役は内部監査室が定期的実施する内部監査を通じて、当社の業務実施状況の実態を把握し、法令・定款及び社内規程に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているか、また、当社の制度・組織・諸規程が適正・妥当であるかを公正不偏に調査・検証することにより、会社財産の保全及び経営効率の向上を図る。
 - (5) 監査等委員は独立した立場から当社グループの内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行について監査する。
 - (6) 当社のコンプライアンス推進体制につき「コンプライアンス（法令遵守）規程」を定め、コンプライアンス推進部門（内部監査室と人事総務本部）の決定・指示のもとコンプライアンス推進責任者（各本部長）が基本方針を各本部役職員に周知・徹底するとともに、随時研修する。また、内部監査室、人事総務本部及び監査等委員会を公益通報窓口とする公益通報制度を設け、当社グループ及び各部署並びに役職員等による違反行為に関する通報をはじめ、あらゆる相談を受け付ける体制を構築する。
5. 監査等委員がその職務を補助すべき従業員（以下監査等委員会スタッフとする）を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
- 監査等委員がその職務を補助すべき監査等委員会スタッフを置くことを求めたときは、必要に応じて代表取締役社長と協議の上、従業員から監査等委員会スタッフを任命するものとする。
6. 監査等委員会スタッフの取締役からの独立性、及び監査等委員の監査等委員会スタッフに対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 監査等委員会スタッフの取締役からの独立性を確保するために、監査等委員は監査等委員会スタッフに関して以下の事項を明確化するなどして、監査等委員会スタッフの独立性の確保に努める
 - a 監査等委員会スタッフの権限
 - b 監査等委員会スタッフの属する組織
 - c 監査等委員の監査等委員会スタッフに対する指揮命令権
 - d 監査等委員会スタッフの人事異動、人事評価、懲戒処分等に対する監査等委員の同意権
 - (2) 監査等委員会スタッフは、その職務に関して取締役から指揮命令を受けない。また監査等委員会スタッフの人事については監査等委員の同意を得ることとする。

7. 取締役及び従業員が監査等委員に報告をするための体制、その他の監査等委員への報告に関する体制
- (1) 当社グループの取締役及び従業員は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項がある場合は、監査等委員に直ちに報告する。前記に関わらず、監査等委員は、いつでも必要に応じて、当社グループの取締役及び従業員に対して報告を求めることができる。
- (2) 取締役は、公益通報者保護法等の法令を遵守し、社内体制を整備し、適切に運用することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査等委員への適切な報告体制を確保する。
8. 監査等委員へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 取締役は、7.(1)・(2)に掲げた、取締役及び従業員の監査等委員への報告に対して、それを理由に当該報告者が不利益な取扱いを受けることがないものとする。
9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又はその償還の手続、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員の職務の執行について生ずる費用に関しては、各監査等委員の請求に基づき当社の負担により精算するものとする。
10. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査等委員は、取締役会、業績検討会、その他の重要な会議に出席し、当社グループの業務執行に関する報告を受けることができる。
- (2) 監査等委員は、監査等委員会が定めた「監査等委員会監査規程」に基づき、取締役会への出席、業務状況の調査等を通じ、取締役の職務執行の監査を行うとともに、当社グループのコンプライアンス体制及びその運用に問題があると認めるときは、意見を述べて改善策の策定を求める。
- (3) 監査等委員は、自らの判断により、定期的に会計監査人より会計監査の結果を聴取するとともに意見交換を行い、必要に応じて会計監査人の監査に立会い、また、監査業務を執行した公認会計士と協議の場を持つなどして、会計監査人と相互の連携を高める。
11. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその体制
- 取締役会は、反社会的勢力との関係を断絶することを「反社会的勢力対策規程」に定め、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、暴力的または法的責任を超えた不当要求行為に組織を挙げて毅然と対応することを通じて、民事介入暴力、企業対象暴力に対して防衛するとともに、日本の関係法令及び行政指針を遵守し企業の社会的責任を全うし、断固たる態度で反社会的勢力を排除する。

b. リスク管理体制の整備の状況

当社グループでは、お客様をはじめとする取引先、地域住民、株主、従業員等のステークホルダーの安心安全と、事業活動におけるコンプライアンスの確保、ならびに当社グループの経営資源の保全と業務の有効性・効率性の確保を通じ、事業目的の達成と持続的かつ安定的な発展をより適切かつ確実なものとするを目的として「リスク管理規程」を定めております。

当社は、当該規程において、リスク管理の行動指針を以下のとおり規定しております。

(リスク管理行動指針)

1. 当社グループ役職員は、リスク管理の基本目的を達成するため、その重要性に応じて事業経営と一体となったリスク管理を推進する。
2. 当社グループ役職員は、社会と環境変化に伴うリスクの変化に応じた適切な方法により、リスク管理を推進する。
3. 当社グループ役職員は、リスクの予兆の早期発見に努め、リスク情報および緊急事態の情報を上司および関連部署に速やかに報告し、組織的な対応をとる。
4. 緊急事態が発生した場合は、当社グループ役職員は前条に定めるリスク管理の基本目的を達成するため、責任ある行動をとらねばならない。

当社グループでは、リスク管理を推進する体制として、事務局を当社連結子会社のミアヘルサ株式会社の人事総務本部総務部とし、財務担当取締役をリスク管理担当取締役及びリスク管理推進事務局長としております。

リスク管理担当取締役は、最高責任者である代表取締役社長を補佐し、リスク管理を統括し、随時リスク管理状況をリスク・コンプライアンス委員会等、重要会議体に報告します。また、リスク管理に関する教育啓発活動を計画的に指揮しております。

また、緊急事態への対応にあたり、人命尊重・地域の安全確保・被害損失を最小化するとの基本方針に基づき「緊急対策本部」を設置（緊急対策本部長は代表取締役社長）するとともに、必要に応じて社長が指名する取締役、人事総務本部、事業本部等にて構成する「緊急対策会議」（事務局長はリスク管理担当取締役、事務局を人事総務本部総務部）を設置します。

なお、緊急対策本部は、対策本部の運営全般ならびに情報の分析評価と被害等の拡大や再発等、今後の見通し及び対策の立案、実施方法の検討等に関する本部長の補佐を行うと共に、本部長により決定された対応方針、対策等についての関係部署に対する指示指導を行っております。

また、外部法律事務所との間で法律顧問契約を締結し、定期的（月1回程度）もしくは臨時に民事・刑事・会社法等法令に関連する諸事例の相談、内部統制に関するリスクのチェック、海外契約の法令チェック等アドバイスを受け、リスク管理・コンプライアンス遵守の取り組みを行っております。

c. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

d. 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

e. 取締役の定数

当社の取締役は、取締役（監査等委員であるものを除く。）は10名以内とし、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

f.取締役の選任決議事項

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

g. 定款の定めにより取締役会で決議する事ができる事項とした株主総会決議事項

イ. 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするためであります。

ロ. 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

h. 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

i. 役員等との間で締結している補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

j. 役員等を被保険者として締結している役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社の関係会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）・監査役全員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約によって、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることとなる損害が補填されます。

k. 取締役会の活動状況

当事業年度において取締役会を24回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
青木 文恵	24回	24回
青木 勇	24回	24回
青木 茂	24回	23回
高橋 雅彦	24回	24回
皆川 尚史	24回	24回
足立 正弘	24回	24回
遠山 典夫	24回	24回
原 正雄	24回	23回

取締役会における主な検討事項は、中期経営計画の進捗状況及び策定、コーポレート・ガバナンスの強化、コンプライアンス及びリスク管理を含めた内部統制システムの運用状況等であります。

I.取締役会の活動状況

当事業年度において指名・報酬委員会を4回開催しており、個々の委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
原 正雄	4回	4回
皆川 尚史	4回	4回
遠山 典夫	4回	4回
青木 文恵	4回	4回
青木 勇	4回	4回

指名・報酬委員会における主な検討事項は、取締役・執行役員等の指名に関する事項、取締役・執行役員等の報酬に関する事項であります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性6名 女性1名(役員のうち女性の比率14.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	青木 文恵	1952年2月7日	1975年9月 ㈱給食普及会(現ミアヘルサ㈱)入社 1991年5月 同社監査役 2000年1月 ㈱日本生科学研究所(現ミアヘルサ㈱)取締役 2001年5月 ㈱給食普及会(現ミアヘルサ㈱)取締役 2009年4月 ㈱日本生科学研究所(現ミアヘルサ㈱)取締役副社長 2021年10月 当社取締役副社長 2021年10月 ライフサポート㈱代表取締役社長 2022年6月 当社代表取締役社長(現任) 2022年6月 ミアヘルサ㈱代表取締役社長(現任) 2022年6月 ライフサポート㈱取締役	(注)3	60,000
取締役会長	青木 勇	1946年3月21日	1968年4月 ㈱給食普及会(現ミアヘルサ㈱)設立 1984年9月 ㈱日本生科学研究所(現ミアヘルサ㈱)設立、代表取締役社長 2021年10月 当社設立、代表取締役社長 2022年6月 当社代表取締役会長 2022年6月 ミアヘルサ㈱代表取締役会長 2023年6月 当社取締役会長(現任) 2023年10月 ミアヘルサ㈱取締役会長(現任)	(注)3	547,000
取締役 (財務担当)	高橋 雅彦	1957年1月29日	1980年4月 松下電器産業㈱(現パナソニック㈱)入社 2015年2月 ㈱日本生科学研究所(現ミアヘルサ㈱)へ出向、管理本部総務部長 2016年6月 同社管理本部本部長 2016年11月 同社へ転籍 2016年11月 同社取締役管理本部本部長 2021年10月 当社取締役(現任) 2023年7月 ミアヘルサ㈱経営企画本部本部長	(注)3	1,000
取締役	皆川 尚史	1952年6月16日	1976年4月 厚生省(現厚生労働省)入省 2003年8月 厚生労働省大臣官房審議官(職業能力開発担当、EPA担当) 2007年8月 独立行政法人国立病院機構理事 2011年10月 企業年金連合会専務理事、CIO 2013年4月 日本保険業協会専務理事 2016年6月 ㈱JPホールディングス社外取締役 2021年6月 ミアヘルサ㈱社外取締役 2021年10月 当社社外取締役(現任)	(注)3	2,000
取締役 (常勤監査等委員)	足立 正弘	1956年1月16日	1979年4月 ㈱給食普及会(現ミアヘルサ㈱)入社 1991年5月 同社取締役 1992年10月 ㈱日本生科学研究所(現ミアヘルサ㈱)取締役 2001年5月 ㈱給食普及会(現ミアヘルサ㈱)常務取締役 2004年6月 ㈱日本生科学研究所(現ミアヘルサ㈱)取締役退任 2006年6月 同社㈱取締役 2015年6月 同社常勤監査役(現任) 2021年10月 当社取締役(監査等委員)(現任) 2021年10月 ライフサポート㈱監査役	(注)4	5,000
取締役 (監査等委員)	遠山 典夫	1964年3月23日	1987年10月 太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 1995年1月 遠山公人税理士事務所入所 2010年8月 遠山典夫税理士事務所開所、代表(現任) 2016年6月 ㈱日本生科学研究所(現ミアヘルサ㈱)監査役 2021年10月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	
取締役 (監査等委員)	原 正雄	1973年11月30日	2001年10月 中島経営法律事務所入所 2006年4月 同事務所パートナー(現任) 2018年6月 ㈱日本生科学研究所(現ミアヘルサ㈱)監査役 2021年10月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	
計					615,000

- (注) 1. 取締役皆川尚史は、社外取締役であります。
2. 取締役遠山典夫及び原正雄は、社外取締役（監査等委員）であります。
3. 取締役の任期は、2024年3月期に係る定時株主総会の終結の時から2025年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 取締役（監査等委員）の任期は、2023年3月期に係る定時株主総会の終結の時から2025年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 取締役会長青木勇は、代表取締役社長青木文恵の配偶者であります。
6. 所有株式数は2024年3月31日現在の株式数を記載しております。

社外役員の状況

当社では、独立役員である社外取締役3名（うち監査等委員2名）を選任しております。

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題と位置付けており、監査等委員でない社外取締役及び監査等委員である社外取締役を選任し、独立した立場から監督及び監査を十分に行うことができる体制を整備し、経営監視機能の強化に努める方針です。

社外取締役皆川尚史は、健康福祉行政に関する十分な知見、及び厚生労働省や業界団体等での豊富な実績を有していることから適任と判断しております。なお、同氏は、当社の株式2,000株を保有しております。当社との間にはそれ以外に人的関係、資本的关系、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役（監査等委員）遠山典夫は、公認会計士、税理士であり、財務・会計及び監査に関する十分な知見を有していることから適任と判断しております。同氏は、当社との間に人的関係、資本的关系、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役（監査等委員）原正雄は、弁護士であり、企業法務に精通し、専門家として十分な知見を有していることから適任と判断しております。同氏は、当社との間に人的関係、資本的关系、取引関係及びその他の利害関係はありません。

当社では、社外取締役が企業統治において果たす機能及び役割については、会社の業務執行に係る決定において外部の客観的な立場から経営判断の監視を行うことにあると考えております。また、その独立性確保のためには、会社と利害関係が無いことが重要であると認識しております。なお、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針については、東京証券取引所における独立役員に関する判断基準を参考の上、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる者を選任しております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会、リスク・コンプライアンス委員会等への出席と意見陳述、取締役との意見交換等を通して、取締役の業務執行に対する監査を行います。また、社外取締役と監査等委員は定期的に会合を行い、意思疎通及び情報収集を行っております。

監査等委員である社外取締役は、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めます。また、常勤の監査等委員、内部監査部門、内部統制部門と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員監査の状況

a. 組織、人員及び手続きについて

- イ 当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員である取締役3名のうち2名は当社と利害関係のない社外取締役であり、経営管理体制の透明性と公正性を確保するため、公認会計士及び弁護士を選任し専門的見地からの監査・監督機能の強化を図っております。
- ロ 監査等委員会監査の手続きと役割分担については、期初に策定する監査方針及び役割分担に基づいて、常勤監査等委員の足立正弘は、取締役会、業績検討会及びリスク・コンプライアンス委員会などの重要会議への出席、社内重要書類の閲覧、各部署への往査、四半期及び期末決算監査等を担い、常時、社外監査等委員への連携を図っております。社外監査等委員の遠山典夫、原正雄は、監査等委員会、取締役会及びリスク・コンプライアンス委員会への出席並びに指名報酬委員会の委員を務めるなど、より独立的な観点及び専門的な見地から監査意見の形成・表明を行っております。

ハ 各監査等委員の経歴等

役職	氏名	経歴等
常勤監査等委員	足立正弘	ミアヘルサ(株)における豊富な業務経験・経営経験を有し、会計監査人及び内部監査部門との連携にも豊富な経験を有しております。
社外監査等委員 (独立役員)	遠山典夫	遠山典夫税理士事務所の代表を務め、公認会計士、税理士として会計、財務及び税務に関する相当程度の知識を有しております。
社外監査等委員 (独立役員)	原 正雄	中島経営法律事務所のパートナーを務め、長年弁護士として活動し、専門的な見地及び豊富な経験を有し、企業法務にも精通しております。

b. 監査等委員及び監査等委員会の活動状況

- イ 監査等委員会は、原則毎月1回定時監査等委員会を開催し、当事業年度は18回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については、次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
足立正弘	18回	18回(100.0%)
遠山典夫	18回	18回(100.0%)
原 正雄	18回	17回 (94.4%)

ロ 監査等委員会における主な検討事項

監査方針及び監査計画等の策定、グループ全体の事業計画の遂行状況の検討、取締役会の意思決定の妥当性の検討、コンプライアンス体制の整備運用状況の検討、監査報告書の作成、会計監査人の選任に関する事項、会計監査人の報酬等に関する同意等であります

内部監査の状況

当社の内部監査は、代表取締役社長に直属する内部監査室（責任者1名、担当者2名の計3名）が各組織の監査を実施しております。内部監査責任者は、監査等委員会及び会計監査人との連携のもとに、内部統制の状況等について意見交換を行いながら監査を実施し、被監査部門である各組織の結果及び改善点につきまして、内部監査責任者から代表取締役社長に対して報告書を提出しております。当該報告に基づき、代表取締役社長から改善等の指示がある場合には、内部監査責任者は速やかに、被監査部門の責任者に対してその旨を文書で通知いたします。その後の改善状況につきましては、被監査部門の責任者が、指定期限までに内部監査責任者を經由して、代表取締役社長に改善状況に関する報告書を提出します。

また、当社の内部監査室は、代表取締役社長からの指示のみでなく、監査等委員会からの指示に基づく監査も実施し、その結果を監査等委員会へ報告しております。

監査等委員会と内部監査室は、相互の連携を図るために、毎月実施される監査等委員会において、監査等委員会の監査方針及び計画並びに内部監査室の監査方針、計画、実施した監査結果に関する確認及び調整を行っております。

なお、内部監査室の監査結果については、取締役会（四半期毎）及び監査等委員会（毎月）にて報告を行うほか、四半期報告会にて被監査部門への報告を行い、内部統制の実効性を確保しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

史彩監査法人

b. 継続監査期間

2年間

c. 業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員 業務執行社員 伊藤 肇

指定社員 業務執行社員 田和 大人

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 6名、その他 2名

e. 監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、会計監査人の選定に際し、史彩監査法人より同法人の監査方針について説明を受け、同法人の会計監査に係る実績、品質管理体制、独立性・専門性、当社の事業分野への理解度、監査の実施体制及び監査報酬見積額等を指標に、総合的に勘案しております。

監査等委員会は、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当するとられる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

f. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、監査法人に対して評価を行っております。史彩監査法人は、当社が求める専門性、独立性、職務遂行能力を備え、当社の会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を有していると判断しております。

g. 監査法人の異動

当社の監査法人は次のとおり異動しております。

第1期（自 2021年10月1日 至 2022年3月31日） 有限責任 あずさ監査法人

第2期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日） 史彩監査法人

なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

イ 当該異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

史彩監査法人

退任する監査公認会計士等の名称

有限責任 あずさ監査法人

ロ 当該異動の年月日

2022年6月24日

八 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

2021年10月1日

(ミアヘルサ株式会社における就任年月日は2019年8月29日)

二 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

ホ 当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、2022年6月24日開催予定の第1期定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。当該会計監査人については、会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を十分に備えているものの、当社の事業規模に見合った監査対応及び監査費用の相当性を総合的に勘案した結果、新たに史彩監査法人を会計監査人として選任するものであります。

ヘ 上記ホの理由及び経緯に対する意見

退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

監査等委員会の意見

妥当であると判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	42,000		40,000	
連結子会社				
計	42,000		40,000	

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、監査日数、当社の規模・業務の特性等の要素を総合的に勘案して適切に決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務執行状況及び報酬見積りの算定根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

(a) 役員報酬制度の概要

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を内規により定めております。内規の内容の決定は、取締役会の諮問委員会である指名・報酬委員会を経て、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の決定に関する方針を議論し、取締役会にて決定しております。

(b) 役員報酬限度額

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、2022年6月24日開催の第1期定時株主総会において年額250,000千円以内（うち社外取締役は25,000千円以内）と決議いただいております。なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名（うち社外取締役1名）であります。

取締役（監査等委員）の報酬については、2022年6月24日開催の第1期定時株主総会において年額25,000千円以内と決議いただいております。なお、現在の取締役（監査等委員）の員数は3名（うち社外取締役2名）であります。

(c) 役員報酬制度の決定プロセス

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については取締役会であります。

監査等委員である取締役の報酬については、その役割と独立性の観点から固定の基本報酬のみとしており、株主総会の決議によって決定された報酬の範囲内で、監査等委員会において、各監査等委員の報酬額を決定することとしております。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬（基本報酬）等により構成されており、その支給の決定の方針、及び個々の取締役の支給額は、指名・報酬委員会への諮問を経て、取締役会にて決定しております。

基本報酬は、原則として各取締役の役割及びその職責を考慮して決定します。

また、業績連動報酬は、全社及び事業セグメントの下記指標に応じて決定します。

- a 売上高対前期伸長率
- b 経常利益対前期伸長率
- c 経常利益計画達成度
- d 部門別重点目標達成度
- e 経常利益額

当該指標を選択した理由は、対前期伸長率や事業計画の目標達成度に応じた支給倍率を設定することにより、事業セグメントの管掌取締役については事業セグメントの業績向上のインセンティブとなり、他の業務執行取締役については全社利益計画達成のインセンティブとなるためです。業績連動報酬の額の決定方法は、株主総会で決議した総額の範囲内で、個々の業務執行取締役の金額は内規に基づき算定し、指名・報酬委員会への諮問を経て、取締役会にて決定することとしております。

当事業年度の取締役の報酬について、2024年5月14日に指名・報酬委員会で審議、同委員会にて了承された内容にて2024年6月10日開催の取締役会において全会一致にて承認されております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものと判断しております。

当事業年度における当該業績連動報酬に係る指標については下記のとおりです。

2024年3月期における当該業績連動報酬に係る指標

(単位：千円)

	当期実績	当期計画	前期実績	計画達成度	対前期伸長率
売上高					
全社	22,722,736	22,018,778	22,249,391	103.2%	102.1%
医薬事業	9,306,808	8,804,059	8,986,009	105.7%	103.6%
介護事業	3,324,233	3,452,955	3,444,157	96.3%	96.5%
保育事業	9,162,362	8,803,712	8,874,431	104.1%	103.2%
その他	929,332	958,050	944,792	97.0%	98.4%
経常利益					
全社	374,139	280,304	169,277	133.5%	221.0%
医薬事業	549,624	529,184	537,432	103.9%	102.3%
介護事業	142,646	23,885	158,221		
保育事業	716,699	510,126	527,748	140.5%	135.8%
その他	28,118	36,130	49,050	77.8%	57.3%

全社と各事業セグメントの合計額との差額は、事業セグメントに属しない全社費用であります。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役(監査等委員を除く)	100,077	95,370	4,707	5
(うち社外取締役)	(4,200)	(4,200)	()	(1)
取締役(監査等委員)	18,720	18,780		3
(うち社外取締役)	(8,340)	(8,340)	()	(2)
合計	118,857	114,150	4,707	8
(うち社外役員)	(12,540)	(12,540)	()	(3)

(注) 上記報酬等の総額には、連結子会社からの役員報酬を含んでおります。

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式においては、株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする場合に区分しており、これに該当しない場合においては、純投資目的以外の目的である投資株式と区分することを基準としております。

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）であるライフサポート株式会社については、以下のとおりであります。

イ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

事業の遂行及び資金調達の各領域において取引関係の維持・強化を必要と判断した場合、保有に伴う便益やリスクが見合っているかを含め議論したうえで取引先の株式を政策的に保有する方針であります。政策保有の継続の可否について定期的に検討を行い、政策保有の意義が薄れたと判断した株式は、取締役会で保有の適否の検証を行い必要性・合理性が認められないと判断したものについては売却を進めてまいります。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

区分	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計額(千円)
非上場株式		
非上場株式以外の株式		

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

区分	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式			-
非上場株式以外の株式			-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

区分	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却価額の合計額(千円)
非上場株式		100
非上場株式以外の株式		

ロ．保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

提出会社における株式の保有状況

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の財務諸表について、史彩監査法人の監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容や変更等を適時適切に把握し、また、会計基準等の変更等についての確に対応できる体制を整備するため、監査法人等が主催する研修等に参加し、また社内研修も実施することによって、専門知識の蓄積に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,265,326	1,898,894
売掛金	2,481,488	2,565,686
商品	349,080	341,408
貯蔵品	17,512	18,207
未収入金	487,393	193,340
その他	451,997	439,316
貸倒引当金	2,885	2,743
流動資産合計	5,049,912	5,454,110
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	5,208,415	4,710,713
構築物（純額）	101,246	92,561
工具、器具及び備品（純額）	375,795	352,936
土地	797,750	796,673
リース資産（純額）	256,591	231,072
建設仮勘定	25,058	14,633
その他（純額）	0	0
有形固定資産合計	2 6,764,858	2 6,198,589
無形固定資産		
借地権	204,360	204,360
ソフトウェア	27,113	19,480
のれん	278,840	215,147
その他	74	74
無形固定資産合計	510,389	439,063
投資その他の資産		
長期前払費用	124,231	94,946
繰延税金資産	6,656	5,058
差入保証金	1,034,869	1,035,840
投資不動産（純額）	179,549	169,551
その他	465,444	412,377
投資その他の資産合計	1,810,751	1,717,776
固定資産合計	9,085,998	8,355,429
資産合計	14,135,911	13,809,540

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,347,151	2,472,627
短期借入金	3 2,090,000	3 1,820,000
1年内償還予定の社債	31,000	21,000
1年内返済予定の長期借入金	1, 4 616,932	1, 4 649,526
リース債務	37,666	34,931
未払金	287,113	530,036
未払費用	558,886	674,487
未払法人税等	59,659	74,814
預り金	81,696	75,286
契約負債	12,805	19,490
資産除去債務	55,234	8,900
賞与引当金	367,002	431,196
事業所閉鎖損失引当金	4,461	-
その他	33,436	32,476
流動負債合計	6,583,046	6,844,772
固定負債		
社債	34,500	13,500
長期借入金	1, 4 1,876,848	1, 4 1,602,843
リース債務	295,129	267,262
繰延税金負債	740,597	665,765
資産除去債務	1,028,594	1,012,897
その他	239,463	96,448
固定負債合計	4,215,132	3,658,716
負債合計	10,798,179	10,503,489
純資産の部		
株主資本		
資本金	300,620	318,721
資本剰余金	517,621	535,722
利益剰余金	2,519,493	2,450,190
自己株式	100	100
株主資本合計	3,337,635	3,304,533
その他の包括利益累計額		
その他の有価証券評価差額金	96	139
その他の包括利益累計額合計	96	139
新株予約権	-	1,378
純資産合計	3,337,732	3,306,051
負債純資産合計	14,135,911	13,809,540

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)
売上高	1 22,249,391	1 22,722,736
売上原価	20,237,450	20,558,044
売上総利益	2,011,941	2,164,691
販売費及び一般管理費	2 1,820,828	2 1,769,461
営業利益	191,112	395,230
営業外収益		
受取利息	75	68
受取配当金	126	274
賃貸収入	67,228	66,687
補助金収入	7,258	2,687
その他	28,578	29,650
営業外収益合計	103,266	99,369
営業外費用		
支払利息	34,769	30,639
社債利息	467	199
賃貸原価	61,757	62,645
その他	28,107	26,976
営業外費用合計	125,101	120,460
経常利益	169,277	374,139
特別利益		
関係会社株式売却益	13,437	-
設備等補助金収入	330,974	49,339
受取補償金	20,882	-
特別利益合計	365,294	49,339
特別損失		
固定資産売却損	-	3 27,735
固定資産除却損	4 1,336	4 3,115
減損損失	5 78,201	5 256,601
閉鎖事業所関連費	33,138	11,867
損害賠償損失	24,898	-
過年度給与手当等	6 44,644	-
補助金返還損	-	20,591
解約違約金	-	40,000
事業所閉鎖損失引当金繰入額	4,461	-
特別損失合計	186,681	359,911
税金等調整前当期純利益	347,890	63,568
法人税、住民税及び事業税	144,459	131,271
法人税等調整額	6,149	73,235
法人税等合計	138,310	58,036
当期純利益	209,580	5,531
親会社株主に帰属する当期純利益	209,580	5,531

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)
当期純利益	209,580	5,531
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	4	42
その他の包括利益合計	1 4	1 42
包括利益	209,585	5,574
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	209,585	5,574
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	300,550	517,551	2,384,565	63	3,202,604
当期変動額					
新株の発行	70	70			140
剰余金の配当			74,652		74,652
親会社株主に帰属する当期純利益			209,580		209,580
自己株式の取得				37	37
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	70	70	134,927	37	135,030
当期末残高	300,620	517,621	2,519,493	100	3,337,635

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	92	92	-	3,202,696
当期変動額				
新株の発行				140
剰余金の配当				74,652
親会社株主に帰属する当期純利益				209,580
自己株式の取得				37
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4	4	-	4
当期変動額合計	4	4	-	135,035
当期末残高	96	96	-	3,337,732

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	300,620	517,621	2,519,493	100	3,337,635
当期変動額					
新株の発行	18,101	18,101			36,202
剰余金の配当			74,835		74,835
親会社株主に帰属する当期純利益			5,531		5,531
自己株式の取得					-
新株予約権の発行					-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	18,101	18,101	69,303	-	33,101
当期末残高	318,721	535,722	2,450,190	100	3,304,533

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	96	96	-	3,337,732
当期変動額				
新株の発行			182	36,020
剰余金の配当				74,835
親会社株主に帰属する当期純利益				5,531
自己株式の取得				-
新株予約権の発行			1,560	1,560
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	42	42	-	42
当期変動額合計	42	42	1,378	31,681
当期末残高	139	139	1,378	3,306,051

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	347,890	63,568
減価償却費	579,137	590,590
減損損失	78,201	256,601
のれん償却額	64,608	63,692
賞与引当金の増減額(は減少)	32,469	64,193
貸倒引当金の増減額(は減少)	289	142
受取利息及び受取配当金	202	343
支払利息及び社債利息	35,236	30,838
設備等補助金収入	330,974	49,339
有形固定資産売却損益(は益)	-	27,735
固定資産除却損	1,336	3,115
売上債権の増減額(は増加)	172,097	84,198
棚卸資産の増減額(は増加)	16,194	6,977
仕入債務の増減額(は減少)	7,525	125,476
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	176,759	-
関係会社株式売却損益(は益)	13,437	-
未収入金の増減額(は増加)	5,991	49,681
未払金の増減額(は減少)	171,826	128,181
未払費用の増減額(は減少)	16,733	115,600
その他	587	55,142
小計	649,507	1,348,008
利息及び配当金の受取額	202	343
利息の支払額	35,236	30,838
設備等補助金の入金額	468,184	393,073
法人税等の支払額	61,348	116,116
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,021,308	1,594,470
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形及び無形固定資産の取得による支出	539,319	302,411
定期預金の預入による支出	35,160	31,860
定期預金の払戻による収入	-	48,000
敷金及び保証金の差入による支出	38,981	7,783
敷金及び保証金の回収による収入	93,442	6,812
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	5,163	-
建設協力金の回収による収入	18,484	17,240
資産除去債務の履行による支出	60,304	78,252
その他	10,240	12,176
投資活動によるキャッシュ・フロー	556,761	336,079

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（ は減少）	355,000	270,000
長期借入れによる収入	100,000	400,000
長期借入金の返済による支出	649,236	641,411
社債の償還による支出	41,000	31,000
新株予約権の行使による株式の発行による収入	140	36,020
新株予約権の発行による収入	-	1,560
割賦債務の返済による支出	18,067	-
ファイナンス・リース債務の返済による支出	40,893	30,601
配当金の支払額	74,579	74,891
その他	37	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	368,673	610,324
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	95,873	648,067
現金及び現金同等物の期首残高	1,086,848	1,182,721
現金及び現金同等物の期末残高	1 1,182,721	1 1,830,789

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

2社

主要な連結子会社の名称

ミアヘルサ株式会社

ライフサポート株式会社

(注)ミアヘルサ株式会社とライフサポート株式会社は、2024年4月1日付でミアヘルサ株式会社を存続会社とする吸収合併を行っております。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

a. 商品

総平均法(但し、食品事業部の商品は先入先出法)

b. 貯蔵品

先入先出法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～47年

構築物 2～30年

工具、器具及び備品 1～30年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

連結子会社では、確定拠出年金制度を導入しております。退職給付に係る費用は、拠出した時点で費用を認識しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

保険調剤

保険調剤に係る収益は、医療機関で発行された処方箋を患者様から受領し、薬剤師が処方箋をもとに保険調剤を行うことにより、その調剤報酬は健康保険法に基づき、一部負担金を患者様、患者負担金以外を国民健康保険団体連合会および社会保険診療報酬支払基金に請求を行うものであります。なお、当該履行義務は、保険調剤を患者様に行った一時点でサービスの支配が顧客に移転することからその時点で収益を認識しております。

介護保険サービス

介護保険サービスに係る収益は、介護事業所が利用者様に介護保険サービスを行い、その介護報酬は介護保険法に基づき、一部負担金を利用者様、利用者負担金以外を国民健康保険団体連合会に請求を行うものであります。なお、当該履行義務は、介護保険サービスを利用者様に行った一時点でサービスの支配が顧客に移転することからその時点で収益を認識しております。

高齢者住宅賃料・食事代等

高齢者住宅賃料・食事代等に係る収益は、サービス付き高齢者向け住宅等の利用者様に対する、介護保険サービス以外のサービスであり、利用者様にサービス対価を請求するものであります。なお、当該履行義務は、賃料につきましては、一定期間にわたり充足されることから、サービスの提供期間にわたり収益を認識しております。また、食事代等につきましては、サービスを利用者様に行った一時点でサービスの支配が顧客に移転することからその時点で収益を認識しております。

認可保育園

認可保育園に係る収益は、児童福祉法に基づき、国が定めた設置基準(施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等)を満たし、都道府県知事等に認可された保育施設及び市町村が条例にて定めた認可基準を満たし、区市町村長に認可された保育施設であります。「子ども・子育て支援新制度」の下、国及び自治体が負担する施設型給付及び地域型保育給付を委託費として交付を受けて運営しております。

収益の大部分は利用者への保育サービスの提供によって履行義務が充足されます。そのため、保育サービスを提供した一時点でサービスの支配が顧客に移転することからその時点で収益を認識しております。

なお、内閣府の定めた公定価格及び自治体が定めた補助金交付要綱に基づき、在籍園児数、在籍職員数等に応じて収益計上しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却に関しては、個別案件ごとに判断し、投資効果の発現する期間を合理的に見積もり、5年～8年間の定額法により償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクシカを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

資産に係る控除対象外消費税等の会計処理

固定資産に係る控除対象外消費税は、投資その他の資産の「その他」に計上し、法人税法の規定に定める期間により均等償却を行っております。

(重要な会計上の見積り)

固定資産の減損損失

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

固定資産

(単位：千円)

セグメントの名称	前連結会計年度	当連結会計年度
医薬事業	1,264,958	1,277,464
介護事業	370,335	105,708
保育事業	5,100,881	4,789,086
その他	81,819	80,839
全社共通	581,484	479,501

減損損失

256,601千円を計上しております。詳細は連結財務諸表「注記事項（連結損益計算書関係）」をご参照ください。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

減損の兆候が認められる資産グループの割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回る場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。詳細は連結財務諸表「注記事項（連結損益計算書関係）」をご参照ください。

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

減損損失の計上要否は、将来事業計画に基づく将来キャッシュ・フローの総額と減損の兆候がある資産グループの帳簿価額を比較することで判定しております。

将来事業計画の策定にあたっては、以下のKPIに基づいて見積っております。

医薬事業：処方箋枚数、処方単価

介護事業：サービス付き高齢者向け住宅の入居率、デイサービス（通所介護）の利用者数

保育事業：受入児童数

また、特に介護事業では、将来事業計画を過年度における将来事業計画の達成状況、経営環境及び市場の不確実性を踏まえて保守的に修正しております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

将来キャッシュ・フローの予測には不確実性が伴うことから、事業計画どおりに推移しない場合には、翌連結会計年度において減損損失が生じる可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

1 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産(帳簿価額)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
消去されている連結子会社株式	1,850,002千円	1,850,002千円
計	1,850,002千円	1,850,002千円

(2) 担保に係る債務(帳簿価額)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	200,000千円	200,000千円
長期借入金	1,150,000 "	950,000 "
計	1,350,000千円	1,150,000千円

2 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	5,290,079千円	5,554,022千円

(注) 減価償却累計額には減損損失累計額を含んでおります。

3 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社の連結子会社(ミアヘルサ株)は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行8行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。

これら契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額	2,850,000千円	3,300,000千円
借入実行残高	1,890,000 "	1,620,000 "
差引額	960,000千円	1,680,000千円

上記のコミットメントライン契約(前連結会計年度末残高200,000千円、当連結会計年度末残高150,000千円)について、以下の財務制限条項が付されております。

2022年3月31日以降の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部(資本の部)の金額を前年同期比75%以上に維持すること。

2022年3月31日以降の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益を損失としないようにすること。

4 財務制限条項

当社の連結子会社（ミアヘルサ㈱）は、株式会社三井住友銀行をアレンジャー、株式会社みずほ銀行及び株式会社三菱UFJ銀行をコ・アレンジャーとする既存取引銀行（計6行）にて、シンジケートローン契約を締結しております。この契約には以下の財務制限条項が付されております。

2022年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2021年3月期末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

2022年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2021年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

2022年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における単体の損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。

2022年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。

2022年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される有利子負債の合計金額を、単体の損益計算書に記載される営業損益、受取利息、受取配当金及び減価償却費（のれん償却費を含む。）の合計金額で除した割合が10倍を超えないこと。

2022年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される有利子負債の合計金額を、連結損益計算書における営業利益、受取利息、受取配当金、及び連結キャッシュ・フロー計算書における減価償却費（のれん償却費を含む。）の合計金額で除した割合が10倍を超えないこと。

2022年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における借入人（ミアヘルサ㈱）の配当性向を30%以内に維持すること。

なお、当連結会計年度末における財務制限条項の対象となる借入金残高は1年内返済予定の長期借入金200,000千円、長期借入金950,000千円となっております。

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
役員報酬	155,253千円	145,194千円
給料手当	634,993 "	615,765 "
退職給付費用	22,851 "	23,877 "
賞与引当金繰入額	96,047 "	97,534 "

3 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
土地及び建物	- 千円	14,672千円
差入保証金	- "	2,195 "
会員権	- "	10,578
前払費用	- "	289 "
計	- 千円	27,735千円

4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
建物	- 千円	0千円
工具、器具及び備品	983 "	1,703 "
電話加入権	224 "	-
ソフトウェア	128 "	1,411 "
計	1,336千円	3,115千円

5 減損損失

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	主な用途	種 類	減損損失(千円)
東京都(5事業所)	介護事業所用資産	建物、工具、器具及び備品	52,665
東京都練馬区	保育事業所用資産	建物、工具、器具及び備品	15,459
東京都新宿区	本社(子会社)用資産	建物、工具、器具及び備品 ソフトウェア	1,833
埼玉県 (株)PURE SOLUTIONS		のれん	8,243
合 計			78,201

当社グループは、単独でキャッシュ・フローを生み出す最小の事業単位として、店舗及び事業所等を基本単位とした資産のグルーピングを行っております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループ及び閉鎖等により既存の投資回収が困難になった資産グループのうち、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(78,201千円)として特別損失に計上しました。その内訳は、建物附属設備67,502千円、のれん8,243千円、工具、器具及び備品1,475千円、ソフトウェア980千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスと見込まれるため、回収可能価額を零と評価しております。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	主な用途	種 類	減損損失(千円)
東京都(21事業所)	介護事業所用資産	建物、構築物、工具、器具及び備品、リース資産	181,902
埼玉県(15事業所)	介護事業所用資産	建物、構築物、工具、器具及び備品、ソフトウェア	13,949
千葉県(6事業所)	介護事業所用資産	建物、構築物、工具、器具及び備品、リース資産	29,577
埼玉県(2事業所)	介護事業所用資産	建物、工具、器具及び備品、ソフトウェア	14,121
東京都新宿区	本社用資産	工具、器具及び備品、ソフトウェア	17,049
合 計			256,601

当社グループは、単独でキャッシュ・フローを生み出す最小の事業単位として、店舗及び事業所等を基本単位とした資産のグルーピングを行っております。

介護事業については、不採算事業所の閉鎖による効率化を図ったことで採算性は向上傾向にあるものの、依然として当連結会計年度も営業損失を計上する等厳しい状況が続いております。

このような状況のもと、介護事業の共用資産については、共用資産を含むより大きな単位である介護事業において、営業活動から生じる損益がマイナスとなっていること等により減損の兆候が認められたため、将来の回収可能性を検討いたしました。その結果、共用資産の帳簿価額の回収が見込めないと判断したことにより、その帳簿価額の全額を減額いたしました。

また、共用資産の帳簿価額を超過する回収不能価額は、介護事業のうち投資額の回収が見込めなくなった事業用資産の帳簿価額について回収可能価額まで減額いたしました。

これらの減少額を減損損失(256,601千円)として特別損失に計上しました。その内訳は、建物190,402千円、構築物6,161千円、工具、器具及び備品29,470千円、リース資産10,682千円、ソフトウェア19,884千円であります。

資産グループの回収可能価額は基本的に使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく金額が見込めないことから、回収可能価額は零として評価しております。なお、一部の資産グループについては、不動産鑑定評価額に基づく正味売却価額で測定しております。

6 過年度給与手当等

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

2021年10月にグループ会社化したライフサポート株式会社において、グループ会社化前の所定時間外労働時間の管理方法が、当社の連結子会社であるミアヘルサ株式会社と異なっていたことから、自社による自主的な調査を実施いたしました。その結果、時間外手当の追加支給が必要であることが判明したため、労働時間記録に基づき過年度時間外手当の調査を行い、追加支給額44,644千円を特別損失に計上しています。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	(千円)	
	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	4	42
組替調整額	-	-
税効果調整前	4	42
税効果額	-	-
その他有価証券評価差額金	4	42
その他の包括利益合計	4	42

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	2,488,300	400	-	2,488,700

(変動事由の概要)

新株の発行(新株予約権の行使)

ストック・オプションの権利行使による増加 400株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	45	36	-	81

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる増加 36株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	2015年ストック・オプションとしての第2回新株予約権						
	2016年ストック・オプションとしての第4回新株予約権						
	2017年ストック・オプションとしての第5回新株予約権						
合計							

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	42,300	17.0	2022年3月31日	2022年6月27日
2022年10月17日 取締役会	普通株式	32,352	13.0	2022年9月30日	2022年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	42,306	17.0	2023年3月31日	2023年6月28日

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	2,488,700	38,600	-	2,527,300

(変動事由の概要)

新株の発行(新株予約権の行使)

ストック・オプションの権利行使による増加 3,600株

新株予約権の行使による増加 35,000株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	81	-	-	81

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	2015年ストック・オプションとしての第2回新株予約権						
	2016年ストック・オプションとしての第4回新株予約権						
	2017年ストック・オプションとしての第5回新株予約権						
	第6回新株予約権	普通株式		300,000	35,000	265,000	1,378
合計				300,000	35,000	265,000	1,378

(変動事由の概要)

第6回新株予約権の発行による増加 300,000株

第6回新株予約権の行使による減少 35,000株

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月27日 定時株主総会	普通株式	42,306	17.0	2023年3月31日	2023年6月28日
2023年10月16日 取締役会	普通株式	32,528	13.0	2023年9月30日	2023年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	42,962	17.0	2024年3月31日	2024年6月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)
現金及び預金	1,265,326千円	1,898,894千円
預入期間が3か月を超える 定期預金	82,604 "	68,104 "
現金及び現金同等物	1,182,721千円	1,830,789千円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

- ・有形固定資産 主として、保育事業における不動産賃借物件であります。

リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年 3月 31日)	当連結会計年度 (2024年 3月 31日)
1年内	179,184	181,299
1年超	1,211,015	1,042,864
合計	1,390,199	1,224,163

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に新規出店等を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入や社債発行)を調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は借入金の金利変動リスクを回避するための金利スワップ取引のみ行い、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、そのほとんどが国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金等の公的機関に対する債権であり、信用リスクは低いものと判断しております。差入保証金の主な内容は、賃借物件の貸主への敷金・保証金であり、貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長で6年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権及び差入保証金について、各事業本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表わされています。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務本部が適時に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2023年3月31日)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 差入保証金	1,034,869	919,093	115,776
資産計	1,034,869	919,093	115,776
(1) 長期借入金(1年以内返済含む)	2,493,780	2,505,340	11,560
負債計	2,493,780	2,505,340	11,560

(*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	前連結会計年度
非上場株式	100
出資金	6,594

当連結会計年度(2024年3月31日)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 差入保証金	1,035,840	883,827	152,013
資産計	1,035,840	883,827	152,013
(1) 長期借入金(1年以内返済含む)	2,252,369	2,234,839	17,529
負債計	2,252,369	2,234,839	17,529

(*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当連結会計年度
出資金	6,636

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2023年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,265,326	-	-	-
売掛金	2,481,488	-	-	-
差入保証金	18,376	-	-	1,016,492
合計	2,499,865	-	-	1,016,492

当連結会計年度(2024年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,898,894	-	-	-
売掛金	2,565,686	-	-	-
差入保証金	40	-	-	1,035,800
合計	4,464,620	-	-	1,035,800

(注2) 借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2023年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	2,090,000	-	-	-	-	-
長期借入金	616,932	557,224	435,104	321,360	213,160	350,000
合計	2,706,932	557,224	435,104	321,360	213,160	350,000

当連結会計年度(2024年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,820,000	-	-	-	-	-
長期借入金	649,526	515,180	401,436	293,236	242,991	150,000
合計	2,469,526	515,180	401,436	293,236	242,991	150,000

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2023年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	-	919,093	-	919,093
資産計	-	919,093	-	919,093
長期借入金(1年以内返済含む)	-	2,505,340	-	2,505,340
負債計	-	2,505,340	-	2,505,340

当連結会計年度(2024年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	-	883,827	-	883,827
資産計	-	883,827	-	883,827
長期借入金(1年以内返済含む)	-	2,234,839	-	2,234,839
負債計	-	2,234,839	-	2,234,839

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価は、回収可能性を反映した受け取り見込額を残存期間に対応する安全性の高い利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金(1年以内返済含む)

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社の連結子会社であるミアヘルサ株式会社は、2018年4月1日より退職一時金制度から確定拠出年金制度に全面移行しております。

当社の連結子会社であるライフサポート株式会社は、従来、退職金規程に基づく非積立型の退職一時金制度を採用しておりましたが、2022年10月1日より退職一時金制度から確定拠出年金制度へ全面移行しております。

2.確定拠出制度

連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度105,426千円、当連結会計年度126,493千円であります。

3.確定給付制度

(1)退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	176,759千円	千円
勤務費用	18,651 "	"
利息費用	88 "	"
退職給付の支払額	9,307 "	"
確定拠出年金制度への移行に伴う 減少額	186,193 "	"
新規連結に伴う増加額	"	"
退職給付に係る負債の期末残高	千円	千円

(2)退職給付費用の内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
勤務費用	18,651千円	千円
利息費用	88 "	"
確定給付制度に係る退職給付費用	18,740 "	"

(3) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
割引率	0.10%	%

4. その他退職給付に関する事項

確定拠出年金制度への資産移換額は392,409千円であり、8年間で移換する予定であります。なお、当連結会計年度末時点の未移換額159,019千円は、未払金（流動負債）及び長期未払金（固定負債）に計上しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当社は、2021年10月1日に単独株式移転によりミアヘルサ株式会社の完全親会社として設立されたことに伴い、ミアヘルサ株式会社が発行したストックオプションとしての新株予約権は、同日をもって消滅し、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の新株予約権を交付いたしました。

当連結会計年度(2024年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	第2回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	2015年1月26日	2016年3月31日
付与対象者の区分及び人数(注1)	取締役3名 従業員11名	従業員24名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式38,000株	普通株式28,000株
付与日(注2)	2015年2月10日	2016年3月31日
権利確定条件	権利行使日において当社または関係会社の取締役及び従業員の地位にあることを要する。また、当社または関係会社の業務命令によらずに、当社または関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合は権利行使できない。	権利行使日において当社または関係会社の取締役及び従業員の地位にあることを要する。また、当社または関係会社の業務命令によらずに、当社または関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合は権利行使できない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない。	対象勤務期間の定めはない。
権利行使期間	2017年1月27日～2025年1月26日	2018年4月1日～2026年3月31日

	第5回新株予約権
決議年月日	2017年6月29日
付与対象者の区分及び人数(注1)	取締役3名 従業員9名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式12,000株
付与日(注2)	2017年6月29日
権利確定条件	権利行使日において当社または関係会社の取締役及び従業員の地位にあることを要する。また、当社または関係会社の業務命令によらずに、当社または関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合は権利行使できない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない。
権利行使期間	2019年6月30日～2027年6月29日

(注1) 付与対象者の区分及び人数は、新株予約権の付与時点における内容を記載しております。

(注2) 付与日はミアヘルサ株式会社における当初付与日であります。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

決議年月日	2015年1月26日 第2回新株予約権	2016年3月31日 第4回新株予約権
権利確定前(株)		
前連結会計年度末		
付与		
失効		
権利確定		
未確定残		
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	5,000	8,600
権利確定		
権利行使	3,000	600
失効		
未行使残	2,000	8,000

決議年月日	2017年6月29日 第5回新株予約権
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	
付与	
失効	
権利確定	
未確定残	
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	1,700
権利確定	
権利行使	
失効	
未行使残	1,700

単価情報

決議年月日	2015年1月26日 第2回新株予約権	2016年3月31日 第4回新株予約権
権利行使価格(円)	270	350
行使時平均株価(円)	1,085	1,054
付与日における公正な評価単価(円)		

決議年月日	2017年6月29日 第5回新株予約権
権利行使価格(円)	400
行使時平均株価(円)	
付与日における公正な評価単価(円)	

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	8,253千円
当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額	2,867千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)	14,270千円	-千円
賞与引当金	126,946 "	149,150 "
減価償却超過額	195,852 "	219,092 "
資産除去債務	375,021 "	353,476 "
未払費用	18,740 "	24,266 "
未払事業税	6,520 "	427 "
その他	206,858 "	170,599 "
繰延税金資産小計	944,208千円	917,015千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	-千円	-千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	330,676 "	350,551 "
評価性引当額小計	330,676千円	350,551千円
繰延税金資産合計	613,532千円	566,464千円
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	1,024,167千円	933,100千円
資産除去債務に対応する除去費用	223,531 "	213,150 "
その他	99,773 "	80,919 "
繰延税金負債合計	1,347,473千円	1,227,170千円
繰延税金資産純額	733,941千円	660,706千円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2023年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)						14,270	14,270千円
評価性引当額							
繰延税金資産						14,270	(b)14,270 "

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金14,270千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産14,270千円を計上しております。当該繰延税金資産14,270千円は、連結子会社ライフサポート(株)における税務上の繰越欠損金の残高14,270千円(法定実効税率を乗じた額)について認識したものであります。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、2022年3月期に税引前当期純損失を計上したことにより生じたものであり、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

当連結会計年度(2024年3月31日)

該当事項はありません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった
主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	- %	2.7 %
税額控除	- %	10.2 %
住民税均等割	3.9%	21.5 %
評価性引当額の増減	20.3%	31.3 %
連結子会社との税率差異	5.2%	10.2 %
のれん償却額	6.0%	32.7 %
過年度修正	13.3%	24.2 %
その他	0.9%	3.2 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.8%	91.3 %

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗、本部等の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を対応する資産の耐用年数や定期賃貸借契約の契約年数等に応じて8年～47年と見積り、割引率は0%～2.28%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
期首残高	1,092,004 千円	1,083,829 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	38,227 "	8,410 "
時の経過による調整額	10,500 "	8,275 "
資産除去債務の履行による減少額	71,722 "	82,205 "
見積りの変更による増加額	24,021 "	3,488 "
連結除外に伴う減少額 (注1)	9,202 "	- "
期末残高	1,083,829 千円	1,021,797 千円

(注1) 株式の売却により株式会社PURE SOLUTIONSが連結子会社でなくなったことに伴う減少であります。

(4) 資産除去債務の見積りの変更

前連結会計年度において、施設の退去時に必要とされる原状回復費の新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行っております。見積りの変更による増加額24,021千円を資産除去債務残高に加算しております。

当連結会計年度において、施設の退去時に必要とされる原状回復費の新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行っております。見積りの変更による増加額3,488千円を資産除去債務残高に加算しております。

(賃貸等不動産関係)

当社グループは、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビルと居住用アパート(土地を含む。)を有しております。

2023年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は6,599千円(賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上)であります。

2024年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は7,996千円(賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
連結貸借対照表計上額	期首残高	270,113
	期中増減額	10,100
	期末残高	260,013
期末時価	226,009	222,963

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 期中増減額のうち、前連結会計年度の減少は、減価償却費(10,100千円)であります。

当連結会計年度の減少は、減価償却費(9,998千円)であります。

3. 期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの売上高は、顧客との契約から生じる収益であり、当社グループの報告セグメントを財又はサービスの種類別に分解した場合の内訳は、以下のとおりです。

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	医薬事業	介護事業	保育事業	計		
保険調剤	8,924,884			8,924,883		8,924,883
介護保険サービス		2,135,215		2,135,215		2,135,215
高齢者住宅賃料・食事代等		803,295		803,295		803,295
認可保育園			6,595,728	6,595,728		6,595,728
その他	61,125	505,647	2,278,703	2,845,476	944,792	3,790,268
顧客との契約から生じる収益	8,986,009	3,444,157	8,874,431	21,304,599	944,792	22,249,391
その他収益						
外部顧客への売上高	8,986,009	3,444,157	8,874,431	21,304,599	944,792	22,249,391

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、食品事業を含んでおります。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	医薬事業	介護事業	保育事業	計		
保険調剤	9,263,921			9,263,921		9,263,921
介護保険サービス		1,919,434		1,919,434		1,919,434
高齢者住宅賃料・食事代等		864,120		864,120		864,120
認可保育園			7,086,144	7,086,144		7,086,144
その他	42,886	540,678	2,076,217	2,659,782	929,332	3,589,115
顧客との契約から生じる収益	9,306,808	3,324,233	9,162,362	21,793,403	929,332	22,722,736
その他収益						
外部顧客への売上高	9,306,808	3,324,233	9,162,362	21,793,403	929,332	22,722,736

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、食品事業を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

注記事項「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 3. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」をご参照下さい。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	2,309,390	2,481,488
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	2,481,488	2,565,686
契約負債（期首残高）	51,683	12,805
契約負債（期末残高）	12,805	19,490

契約負債は、保育事業において、自治体からの補助金収入や利用者からの施設利用料のうち、サービス提供前に受領した前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

なお、前連結会計年度において、契約負債が38,878千円減少した主な理由は、保育事業の自治体からの補助金収入や利用者からの施設利用料の前受金の減少によるものであります。

当連結会計年度において、契約負債が6,684千円増加した主な理由は、保育事業の自治体からの補助金収入や利用者からの施設利用料の前受金の増加によるものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、事業子会社にサービス別の事業本部を置き、各事業本部は取り扱うサービスについて戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社グループは事業本部を基礎としたサービス別セグメントから構成されており、「医薬事業」、「介護事業」及び「保育事業」の3つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「医薬事業」は、日生薬局及びミアヘルサ薬局において保険調剤薬局事業を実施しています。

「介護事業」は、主に介護保険法、高齢者住まい法に基づく各種サービスを提供しています。

「保育事業」は、認可保育園、東京都認証保育園の運営、学童クラブ運営事業等を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 3	連結財務諸表 計上額 (注) 3
	医薬事業	介護事業	保育事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	8,986,009	3,444,157	8,874,431	21,304,599	944,792	22,249,391	-	22,249,391
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	29,373	29,373	29,373	-
計	8,986,009	3,444,157	8,874,431	21,304,599	974,166	22,278,765	29,373	22,249,391
セグメント利益又は損失 ()	531,209	147,393	537,438	921,254	48,280	969,534	778,421	191,112
セグメント資産	2,931,410	1,149,067	7,839,675	11,920,153	179,808	12,099,962	2,035,949	14,135,911
その他の項目								
減価償却費	88,347	44,785	399,630	532,763	3,506	536,270	42,866	579,137
のれんの償却額	-	-	64,608	64,608	-	64,608	-	64,608
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額 (注) 2	102,752	7,717	515,370	625,840	540	626,380	12,501	638,881
設備等補助金収入	-	-	330,974	330,974	-	330,974	-	330,974

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、食品事業を含んでおります。
 2. 「有形固定資産及び無形固定資産の増加額」には建設仮勘定を含んでおりません。
 3. 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失()の調整額の区分には、各報告セグメントに配分していない全社費用778,421千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 (2) セグメント資産の調整額2,035,949千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金、並びに本社資産であります。
 (3) 減価償却費の調整額42,866千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額12,501千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産の設備投資額であります。
 4. セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 3	連結財務諸表 計上額 (注) 3
	医薬事業	介護事業	保育事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	9,306,808	3,324,233	9,162,362	21,793,403	929,332	22,722,736	-	22,722,736
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	42,373	42,373	42,373	-
計	9,306,808	3,324,233	9,162,362	21,793,403	971,705	22,765,109	42,373	22,722,736
セグメント利益又は損失 ()	545,343	131,287	683,580	1,097,636	27,784	1,125,421	730,191	395,230
セグメント資産	2,947,972	909,250	7,013,537	10,870,760	146,028	11,016,788	2,792,751	13,809,540
その他の項目								
減価償却費	91,763	42,101	417,505	551,370	3,271	554,641	35,948	590,590
のれんの償却額	-	-	63,692	63,692	-	63,692	-	63,692
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額 (注) 2	123,856	78,871	84,267	286,996	2,340	289,336	6,454	295,790
設備等補助金収入	1,500	-	47,839	49,339	-	49,339	-	49,339

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、食品事業を含んでおります。
 2. 「有形固定資産及び無形固定資産の増加額」には建設仮勘定を含んでおりません。
 3. 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失()の調整額の区分には、各報告セグメントに配分していない全社費用730,191千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 (2) セグメント資産の調整額2,792,751千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金、並びに本社資産であります。
 (3) 減価償却費の調整額35,948千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額6,454千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産の設備投資額であります。
 4. セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				その他	全社・消去	合計
	医薬事業	介護事業	保育事業	計			
減損損失		54,499	23,702	78,201			78,201

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				その他	全社・消去	合計
	医薬事業	介護事業	保育事業	計			
減損損失		256,601		256,601			256,601

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				その他	全社・消去	合計
	医薬事業	介護事業	保育事業	計			
当期末残高			278,840	278,840			278,840

(注) のれん償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				その他	全社・消去	合計
	医薬事業	介護事業	保育事業	計			
当期末残高			215,147	215,147			215,147

(注) のれん償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関係会社 役員	小堀光一			弁護士		関係会社の 顧問弁護士	報酬の支払	20,124	未払金	1,029

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 小堀光一氏は当社子会社のミアヘルサ株式会社および当社孫会社のライフサポート株式会社の顧問弁護士であり、当社孫会社のライフサポート株式会社の監査役であります。弁護士報酬については、第三者との取引と比較した場合の妥当性を勘案し、双方協議の上、契約で定められた条件により決定しております。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	1,341.20円	1,307.63円
1株当たり当期純利益	84.22円	2.21円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	83.84円	2.20円

(注) 1 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	209,580	5,531
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	209,580	5,531
普通株式の期中平均株式数(株)	2,488,584	2,503,300
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	11,203	15,099
(うち新株予約権)(株)	(11,203)	(15,099)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	-	-

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	3,337,732	3,306,051
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-	1,378
(うち新株予約権)(千円)	(-)	(1,378)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	3,337,732	3,304,673
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式 の数(株)	2,488,619	2,527,219

(重要な後発事象)

(連結子会社間の吸収合併)

当社は、2024年4月1日付で当社の連結子会社であるミアヘルサ株式会社と、ライフサポート株式会社との間で吸収合併を行いました。概要は、次のとおりであります。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業

名称：ミアヘルサ株式会社

事業の内容：医薬事業、保育事業、介護事業、食品事業の運営

被結合企業

名称：ライフサポート株式会社

事業の内容：保育園、学童保育施設、介護施設の運営等

(2) 企業結合日

2024年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

ミアヘルサ株式会社を存続会社、ライフサポート株式会社を消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

ミアヘルサ株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

本合併は、グループ一丸となって迅速かつ効率的に事業運営を行っていくことが重要であるとの認識に基づき、保育施設（認可・認証保育所、学童クラブ等）及び、高齢者住宅等を運営しているライフサポート株式会社を、当社の完全子会社であるミアヘルサ株式会社に吸収合併することで、グループ全体としての管理機能の強化及び、業務の効率化を図ることを目的としております。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理する予定であります。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
ミアヘルサ(株)	第8回無担保社債	2018年 9月26日	10,000	()	0.49	なし	2023年 9月26日
ミアヘルサ(株)	第9回無担保社債	2018年 9月28日	55,500	34,500 (21,000)	0.35	なし	2025年 9月30日
合計			65,500	34,500 (21,000)			

(注) 1. 当期末残高の()内は、当期末残高のうち1年以内に償還予定のものであります。

2. 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
21,000	13,500			

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	2,090,000	1,820,000	0.52	
1年以内に返済予定の長期借入金	616,932	649,526	0.71	
1年以内に返済予定のリース債務	37,666	34,931	1.53	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	1,876,848	1,602,843	0.83	2025年～2029年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	295,129	267,262	1.53	2025年～2040年
その他有利子負債				
割賦未払金(1年以内)				
長期割賦未払金(1年超)				
合計	4,916,576	4,374,563		

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	515,180	401,436	293,236	242,991
リース債務	34,910	35,272	35,638	33,609

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	5,475,849	10,993,830	16,886,834	22,722,736
税金等調整前 四半期(当期)純利益又は 税金等調整前四半期 純損失() (千円)	48,673	39,648	204,272	63,568
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益又は 親会社株主に帰属する 四半期純損失() (千円)	39,495	32,515	117,760	5,531
1株当たり 四半期(当期)純利益又は 1株当たり 四半期純損失() (円)	15.87	13.06	47.15	2.21

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益又は 1株当たり 四半期純損失() (円)	15.87	2.80	59.82	44.53

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	32,303	57,216
貯蔵品	140	212
未収入金	150,003	149,158
その他	484	467
流動資産合計	182,931	207,054
固定資産		
投資その他の資産		
関係会社株式	3,005,123	3,005,123
繰延税金資産	6,656	5,058
投資その他の資産合計	3,011,780	3,010,182
固定資産合計	3,011,780	3,010,182
資産合計	3,194,712	3,217,237
負債の部		
流動負債		
未払金	42,287	65,824
未払法人税等	30,031	16,094
預り金	1,486	1,620
未払消費税等	13,889	10,918
その他	13,268	12,126
流動負債合計	100,963	106,584
固定負債		
長期借入金	40,300	-
固定負債合計	40,300	-
負債合計	141,263	106,584
純資産の部		
株主資本		
資本金	300,620	318,721
資本剰余金		
資本準備金	620	18,721
その他資本剰余金	2,705,123	2,705,123
資本剰余金合計	2,705,743	2,723,844
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	47,184	66,809
利益剰余金合計	47,184	66,809
自己株式	100	100
株主資本合計	3,053,448	3,109,274
新株予約権	-	1,378
純資産合計	3,053,448	3,110,652
負債純資産合計	3,194,712	3,217,237

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日)	当事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)
営業収益		
商標権使用料収入	1 277,782	1 284,356
関係会社受取配当金	-	1 37,279
営業収益	277,782	321,636
営業費用	2 193,010	2 195,280
営業利益	84,772	126,355
営業外収益		
受取利息	0	0
その他	5,510	3
営業外収益合計	5,511	3
営業外費用		
支払手数料	0	2,760
その他	6	-
営業外費用合計	7	2,760
経常利益	90,275	123,599
税引前当期純利益	90,275	123,599
法人税、住民税及び事業税	26,682	27,541
法人税等調整額	3,460	1,597
法人税等合計	30,143	29,139
当期純利益	60,132	94,459

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	300,550	550	2,705,123	2,705,673	61,704	61,704
当期変動額						
新株の発行	70	70		70		
剰余金の配当					74,652	74,652
当期純利益					60,132	60,132
自己株式の取得						
新株予約権の発行						
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	70	70	-	70	14,519	14,519
当期末残高	300,620	620	2,705,123	2,705,743	47,184	47,184

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	63	3,067,865	-	3,067,865
当期変動額				
新株の発行		140		140
剰余金の配当		74,652		74,652
当期純利益		60,132		60,132
自己株式の取得	37	37		37
新株予約権の発行		-		-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			-	-
当期変動額合計	37	14,417	-	14,417
当期末残高	100	3,053,448	-	3,053,448

当事業年度(自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	300,620	620	2,705,123	2,705,743	47,184	47,184
当期変動額						
新株の発行	18,101	18,101		18,101		
剰余金の配当					74,835	74,835
当期純利益					94,459	94,459
自己株式の取得						
新株予約権の発行						
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)						
当期変動額合計	18,101	18,101	-	18,101	19,624	19,624
当期末残高	318,721	18,721	2,705,123	2,723,844	66,809	66,809

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計		
当期首残高	100	3,053,448	-	3,053,448
当期変動額				
新株の発行		36,202	182	36,020
剰余金の配当		74,835		74,835
当期純利益		94,459		94,459
自己株式の取得		-		-
新株予約権の発行		-	1,560	1,560
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)			-	-
当期変動額合計	-	55,826	1,378	57,204
当期末残高	100	3,109,274	1,378	3,110,652

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

2. 収益及び費用の計上基準

商標権使用料

商標権使用料に係る収益は、当社が所有する商標権を使用して子会社等が事業活動を行うにあたり、契約に基づき、商標権の使用対価を子会社等の売上高に応じて請求するものであります。

なお、当該履行義務は、子会社等が事業活動を行い、顧客からの売上高を認識した一時点で、商標権使用対価の支配が当社に移転することから、子会社等の売上高実績をもとに収益を認識しております。

(損益計算書関係)

1. 各科目に含まれている関係会社に対する売上高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日)	当事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)
商標権使用料収入	277,782 千円	284,356 千円
関係会社受取配当金	- "	37,279 "

2. 営業費用のうち、主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日)	当事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)
支払報酬	53,113 千円	36,727 千円
外注費	26,526 "	27,729 "
支払手数料	11,117 "	12,877 "
役員報酬	82,039 "	98,494 "
おおよその割合		
販売費	1.3 %	1.0 %
一般管理費	98.7 "	99.0 "

(有価証券関係)

前事業年度(2023年3月31日)

子会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	前事業年度 (千円)
子会社株式	3,005,123
計	3,005,123

当事業年度(2024年3月31日)

子会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	当事業年度 (千円)
子会社株式	3,005,123
計	3,005,123

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
減価償却超過額	3,921 千円	3,257 千円
その他	2,735 "	1,801 "
繰延税金資産小計	6,656 千円	5,058 千円
評価性引当額	"	"
繰延税金資産合計	6,656 千円	5,058 千円
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	千円	千円
繰延税金資産の純額	6,656 千円	5,058 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
法定実効税率	30.6 %	30.6 %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.0 %	1.4 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	-	9.2 %
住民税均等割	1.0 %	0.8 %
その他	0.7 %	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.3 %	23.6 %

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「注記事項（重要な会計方針）2 . 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

連結財務諸表「注記事項（重要な後発事象）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで								
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集								
基準日	毎年3月31日								
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日								
1単元の株式数	100株								
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 無料								
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当会社のホームページ上に記載しております。 (ホームページアドレス https://www.merhalsa-hd.jp/ir)								
株主に対する特典	<p>株主優待</p> <p>(1) 対象株主 毎年9月末現在の当社株主名簿に記載または記録された、当社株式1単元(100株)以上保有する株主を対象といたします。</p> <p>(2) 株主優待の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保有株式数</th> <th>優待内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1単元(100株)以上2単元(200株)未満</td> <td>QUOカード 1,000円贈呈</td> </tr> <tr> <td>2単元(200株)以上3単元(300株)未満</td> <td>QUOカード 2,000円贈呈</td> </tr> <tr> <td>3単元(300株)以上</td> <td>QUOカード 3,500円贈呈</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 贈呈時期 毎年12月上旬を予定しております。</p>	保有株式数	優待内容	1単元(100株)以上2単元(200株)未満	QUOカード 1,000円贈呈	2単元(200株)以上3単元(300株)未満	QUOカード 2,000円贈呈	3単元(300株)以上	QUOカード 3,500円贈呈
保有株式数	優待内容								
1単元(100株)以上2単元(200株)未満	QUOカード 1,000円贈呈								
2単元(200株)以上3単元(300株)未満	QUOカード 2,000円贈呈								
3単元(300株)以上	QUOカード 3,500円贈呈								

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から本書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

第2期（自2022年4月1日至2023年3月31日）2023年6月28日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2023年6月28日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第3期第1四半期報告書（自2023年4月1日至2023年6月30日）2023年8月9日関東財務局長に提出

第3期第2四半期報告書（自2023年7月1日至2023年9月30日）2023年11月9日関東財務局長に提出

第3期第3四半期報告書（自2023年10月1日至2023年12月31日）2024年2月8日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

2023年6月28日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号（特別損失の計上）の規定に基づく臨時報告書

2024年5月16日関東財務局長に提出

(5) 有価証券届出書及びその添付書類

有価証券届出書（その他の者に対する割当）及びその添付書類

2023年8月18日関東財務局長に提出

(6) 有価証券届出書の訂正報告書

2023年8月22日関東財務局長に提出

2023年8月18日提出の有価証券届出書に係る訂正報告書であります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年 6月27日

ミアヘルサホールディングス株式会社

取締役会 御中

史彩監査法人

東京都港区

指定社員
業務執行社員

公認会計士 伊 藤 肇

指定社員
業務執行社員

公認会計士 田 和 大 人

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているミアヘルサホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ミアヘルサホールディングス株式会社及び連結子会社の2024年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

医薬、介護及び保育事業における固定資産の減損の認識の要否に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>ミアヘルサホールディングス株式会社の2024年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表において、有形固定資産6,198,589千円、無形固定資産439,063千円が計上されている。注記事項「(重要な会計上の見積り)固定資産の減損損失」に記載されているとおり、医薬事業で1,277,464千円、介護事業で105,708千円、保育事業で4,789,086千円の固定資産が計上されており、連結総資産の44.6%を占めている。</p> <p>また、注記事項「(連結損益計算書関係)」に記載されている通り、当連結会計年度の連結損益計算書において、介護事業の共用資産及び事業用資産に関して256,601千円の減損損失を計上している。</p> <p>これらの固定資産は定期的に減価償却されるが、減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要がある。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識される。</p> <p>ミアヘルサグループは原則として、医薬事業では店舗、介護事業では事業所、保育事業では保育園(以下、店舗、事業所及び保育園を総称して「店舗等」という。)を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としている。医薬、介護及び保育事業の一部の店舗等及び介護事業における共用資産を含むより大きな単位では、継続的に営業損益がマイナスとなっていること等から減損の兆候が認められ、減損損失の認識の要否の判定が行われている。当該判定に用いられる将来キャッシュ・フローは、主に店舗等の中期事業計画を踏まえた将来の営業損益の見込みを基礎として見積られており、医薬事業では主に処方箋枚数及び処方単価、保育事業では主に受入児童数といった、不確実性を伴う仮定が使用されている。</p> <p>また、注記事項「(重要な会計上の見積り)固定資産の減損損失」に記載されているとおり、特に介護事業では取締役会の承認を得た中期事業計画を、過年度における中期事業計画の達成状況、経営環境及び市場の不確実性を踏まえて保守的に修正し、見積りを行っている。</p> <p>そのため、これらに係る経営者による判断が将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、医薬、介護及び保育事業における固定資産の減損の認識の要否に関する判断の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、医薬、介護及び保育事業における固定資産の減損の認識の要否に関する判断の妥当性を評価するため、主に以下の手続を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 内部統制の評価 <p>固定資産の減損の認識の要否の判定に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、特に中期事業計画に含まれる主要な仮定について不適切な仮定が採用されることを防止又は発見するための統制に焦点を当てた。</p> 将来キャッシュ・フローの見積りの合理性の評価 <p>経営者による医薬、介護及び保育事業の固定資産の減損の要否の判定に利用された、店舗等の中期事業計画を基礎とした当連結会計年度以降の将来キャッシュ・フローの合理性を評価するため、経営者に対して質問を実施したほか、主に以下の手続を実施した。</p> <p>見積将来キャッシュ・フローの計算に用いられる店舗等の中期事業計画について、取締役会の承認を得たものとの一致を確かめた。</p> <p>医薬事業の中期事業計画に含まれる主要な仮定である処方箋枚数及び処方単価の見込みについて、次の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 処方箋枚数について外部環境及び過去実績の趨勢との整合性を確かめた。 処方単価における薬価改定率について直近の改定影響が加味されていること、将来の改定率は過去の趨勢が反映されていることを確かめた。 <p>介護事業の将来キャッシュ・フローの見積りについて、次の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 取締役会の承認を得た中期事業計画の保守的な修正に対し、過年度の中期事業計画の達成状況、外部環境及び過去実績の趨勢との整合性を確かめた。 経営者が入手した不動産鑑定評価書については、経営者が利用する専門家の信頼性を評価するとともに、不動産鑑定評価書を閲覧し、採用した鑑定評価手法、鑑定評価額の前提について検討した。 <p>保育事業の中期事業計画に含まれる主要な仮定である受入児童数の見込みについて、外部環境、過去実績の趨勢及び2024年4月の受入児童数との整合性を確かめた。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ミアヘルサホールディングス株式会社の2024年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、ミアヘルサホールディングス株式会社が2024年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年6月27日

ミアヘルサホールディングス株式会社
取締役会 御中

史彩監査法人

東京都港区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 肇

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田和 大人

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているミアヘルサホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ミアヘルサホールディングス株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。